

であう きづく つなぐ

つながる未来プロジェクト

—第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画—

(2024(令和6)年度～2028(令和10)年度)

(案)

2024(令和6)年3月

吉川市 

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	2
1 子どもの貧困の状況	
2 国・県の動向	
3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連	
第2節 計画の概要	5
1 子どもの貧困の概念	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
第2章 吉川市の現状と課題	9
第1節 データから見る吉川市の現状	10
1 人口動向	
2 子ども・保護者・世帯を取り巻く状況	
3 吉川市における支援等の状況	
第2節 子育て世帯生活実態調査から見える現状	22
1 調査の概要	
2 基本情報	
3 困難を抱える家庭の子どもの状況	
4 困難を抱える家庭の保護者の状況・経済状況	
第3節 第1期計画の達成状況	42
1 評価基準	
2 事業評価（概要）	
3 基本目標の成果	
第4節 子どもを取り巻く課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	49
第1節 基本理念	50
第2節 基本目標	51
第3節 施策の体系	52

第4章 施策の展開	55
基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます	56
基本目標2 子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます	64
基本目標3 家庭の生活基盤の安定への支援に取り組みます	73
基本目標4 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます	77
第5章 計画の推進	83
第1節 計画の推進体制	84
第2節 計画の達成状況の点検及び評価	84
第3節 市民・地域・行政との連携	85
資料編	87
1 指標一覧	88
2 策定体制	89
3 策定経過	90
4 吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則	91
5 吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員名簿	92
6 吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議設置規則	93
7 吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議委員名簿	94
8 用語解説	95

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 子どもの貧困の状況

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月にはこの法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、さらに令和元年11月にはその見直しが行われました。この新大綱では「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」という目的を定めるとともに、次の基本の方針を掲げています。

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す
- ② 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する
- ③ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する
- ④ 地方公共団体による取組の充実を図る

さらに、少子高齢化・核家族化が進む中、生活の多様化、複雑化も相まって、困難を抱える家庭が増加し、ヤングケアラーやひきこもり、無園児といった、新たな福祉的課題も生じています。このような状況下、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもの貧困の潜在化・複合化・深刻化が懸念されています。

吉川市は、すべての子どもが安心して日々を送り、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、貧困の負の連鎖を断ち切り、子どもたちが社会を「生き抜く力」を身につけられるよう支援するとともに、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む機運を醸成し、その機運のもと、様々な取組を継続的に実行していく計画として、令和元年3月に「であう きづく つなぐ つながる未来プロジェクト—吉川市子どもの貧困対策推進計画—」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

実効性のある取組を進めていくために、国・県の動向や市の状況・子どもを取り巻く課題を鑑み、生活実態調査、吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会の意見等を踏まえて、「第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 国・県の動向

○国の動向

国によると、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（いわゆる手取り収入）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない子どもの割合のことをいいます。令和3年の貧困線は127万円となっています。

経済協力開発機構（OECD）の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「子どもの貧困率」は、厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査によると、令和3年は11.5%と、9人に1人が貧困状態にある結果となっています。過去最多であった平成24年の16.3%から4.8ポイント下がっていますが、潜在化等の課題も含め楽観視できない状況です。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員のうち「大人が二人以上」の世帯員では貧困率が8.6%（下図では未表記）であることに対し、「大人が一人」の世帯員では貧困率が44.5%となっており、厳しい状況であることがうかがえます。

【貧困率の年次推移】



- 注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の拠金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：総務省統計局資料「『2022年国民生活基礎調査の概況』（厚生労働省）抜粋」

○埼玉県の動向

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、埼玉県において「子育て応援行動計画」を策定しています。当計画では、「『子供の育ち』と『子育て』の支援」を施策として打ち出し、「子供の貧困」対策の推進のほかに、ひとり親家庭への支援、障がい児への支援、一人ひとりの状況に応じた支援を進めています。

3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）、国内実施と国際協力の両面において推進していくために策定された「SDGsアクションプラン2023」に基づき、「誰一人取り残さない」という基本的理念について、政府が優先課題に取り組む際、主要原則の1つとして、分野を問わず適用することとしています。

市の上位計画である「第6次吉川市総合振興計画基本構想、前期基本計画」はSDGsの理念と共通していることから、SDGsと関連づけて計画を策定しています。その中でも、総合振興計画の第1章「人を育むまちづくり（こども・学び部門）」及び第2章「支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）」のうち、子どもの貧困にかかる施策にて整理されている以下の10項目が本計画と特に関連の強い目標となっており、これらに力点を置きながら取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 計画の概要

1 子どもの貧困の概念

○子どもの貧困とは

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことです。

人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になったり、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなったりするなど、様々な制約をもたらす、社会にとっても大きな損失につながってしまいます。

○「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「貧困」という言葉で広く受け入れられているのは、「社会生活を営むための『必要』を充足する資源の不足・欠如」という考え方です。つまり、人間が生きていくためには「必要なもの・こと」があるという当たり前のことを出発点に置き、それが充足されないことを貧困と考えます。

貧困のイメージとして広く共有されている「食べるものがなくて飢える」という状態を「絶対的貧困」といいますが、ここで想定される水準は、「生活」というよりは、「生存」に近いところであると考えられます。

しかし、人間の生活は常に社会生活として営まれるので、社会に参加して社会の一員として生きるという生活の水準を想定して、そのための「必要」を考えるべきであり、このような考えのもとで、「社会的、相対的に定義される『必要』を欠く状態」を「相対的貧困」といいます。

(出所：松本伊智朗氏・湯澤直美氏ほか「子どもの貧困ハンドブック」を基に作成)

○可処分所得による区分

吉川市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」では、厚生労働省が行う国民生活基礎調査で算出された「貧困線」を基に、市独自の基準による相対的低所得線を算出し、世帯全体の可処分所得額(手取り収入)の結果に基づき、「低所得層」と「低所得層以外」に区分しています。

※「吉川市子育て世帯生活実態調査」の概要は、P22以降を参照

吉川市の調査票における可処分所得分類

世帯員人数	国の貧困線の基準 (可処分所得) (平成27年所得)	可処分所得の水準					
		グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ	グループⅤ	グループⅥ
1人	122万円未満	100万円未満	130万円未満	200万円未満	—	300万円未満	300万円以上
2人	173万円未満	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上
3人	212万円未満	130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
4人	245万円未満	130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
5人	274万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	600万円未満	700万円未満	700万円以上
6人	300万円未満	200万円未満	300万円未満	500万円未満	600万円未満	800万円未満	800万円以上
7人	324万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円以上
8人	346万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上
9人以上	367万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上

※吉川市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」において「低所得層」に属する世帯の割合

	吉川市調査からの推計値	(参考) 前回調査
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	5.4%	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	43.7%	44.4%

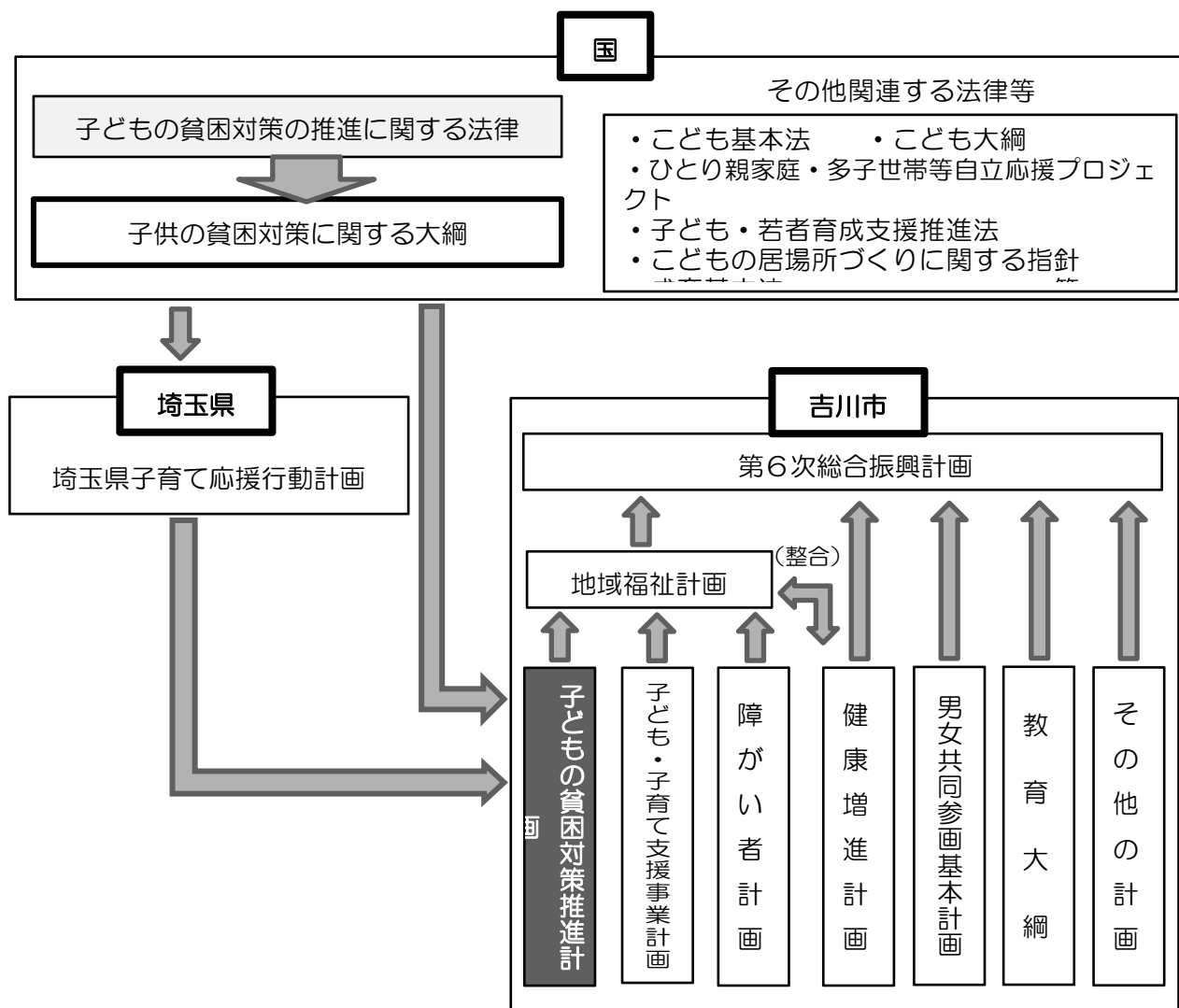
ここでは、各調査の回答者の世帯のうち、前項の「吉川市の調査票における可処分所得分類」において「低所得層」に属する世帯の割合を表している。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（令和3年データでは、11.5%）として算出しているが、吉川市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要です。

2 計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定を受け、吉川市では「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、推進していきます。

また、「吉川市第6次総合振興計画」のほか、福祉関連計画等との整合を図ります。

なお、今後、新たに策定を予定することも計画に統合することを想定します。



3 計画の対象

本計画が対象とする子どもは、妊娠期から18歳までの子どものうち、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。ただし、若者を対象とする施策については、18歳を超える年齢も含めることとします。

4 計画の期間

「子どもの貧困対策推進計画」の計画期間は5年間とし、計画のめざす姿としての基本理念や基本目標ごとの施策を明示します。

年度	西暦									
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
総合振興計画	2022年度～2031年度									次期計画
子ども・子育て支援事業計画	2021年度～2024年	第2期子ども・子育て支援事業計画 2025年度～2029年度				次期計画(取組を一体的に推進)				
子どもの貧困対策推進計画	2024年度～2028年度									

第2章

吉川市の現状と課題

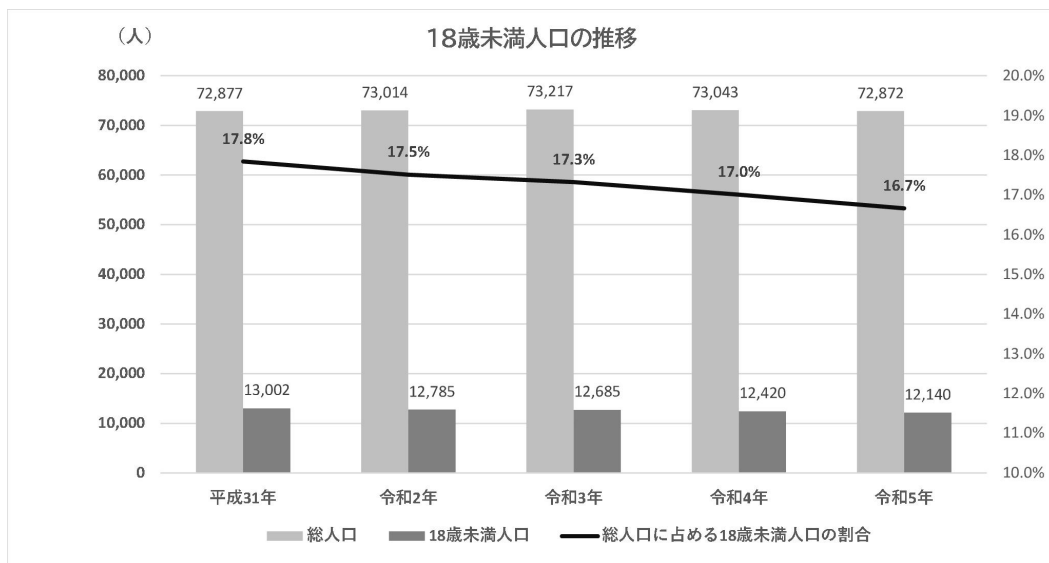
第1節 データから見る吉川市の現状

1 人口動向

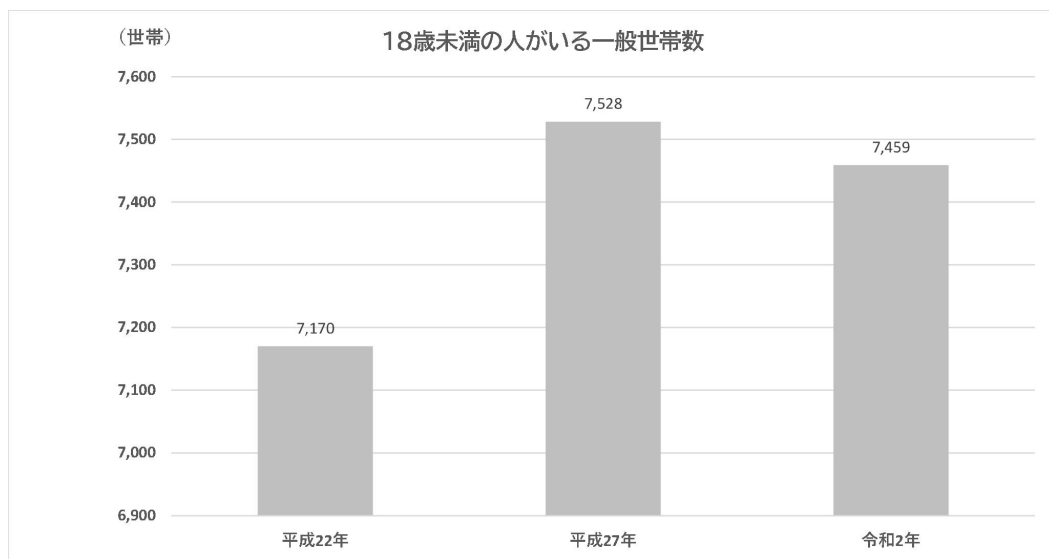
(1) 子どもの人口動向

吉川市の18歳未満人口は、過去5年間の推移で見るとわずかに減少しており、令和5年4月1日現在で12,140人となっています。

また、18歳未満の人がいる一般世帯数は令和2年国勢調査で7,459世帯となっています。



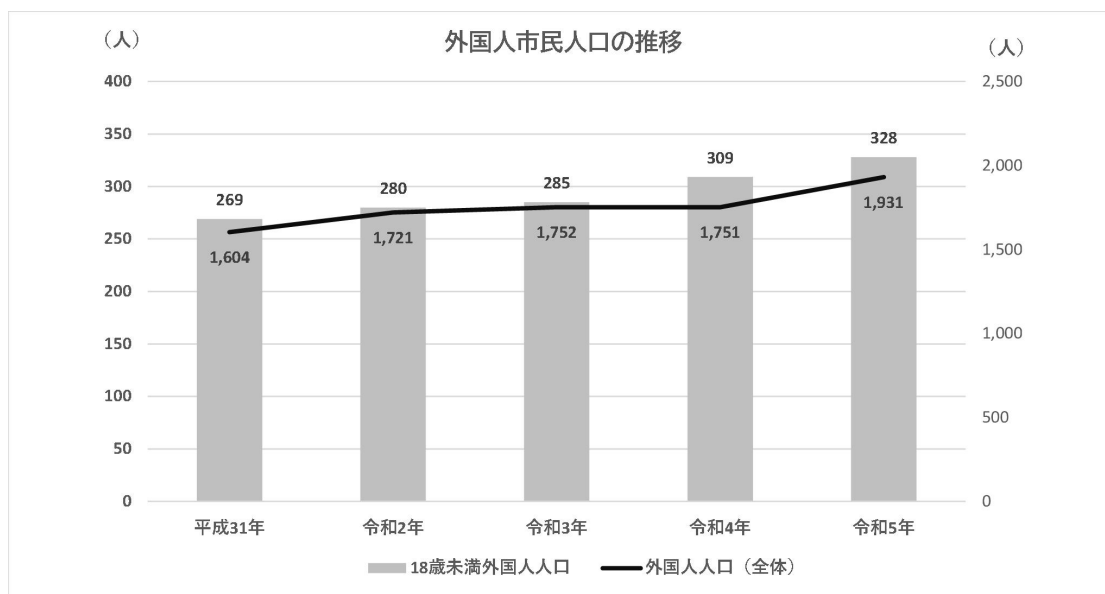
資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)



資料：国勢調査

(2) 外国人市民（18歳未満）の推移

吉川市の外国人市民（全体）は増加傾向にあり、過去5年間で1.2倍となっています。また、18歳未満は、過去5年間で1.22倍と全体よりわずかに増加率が高くなっています。



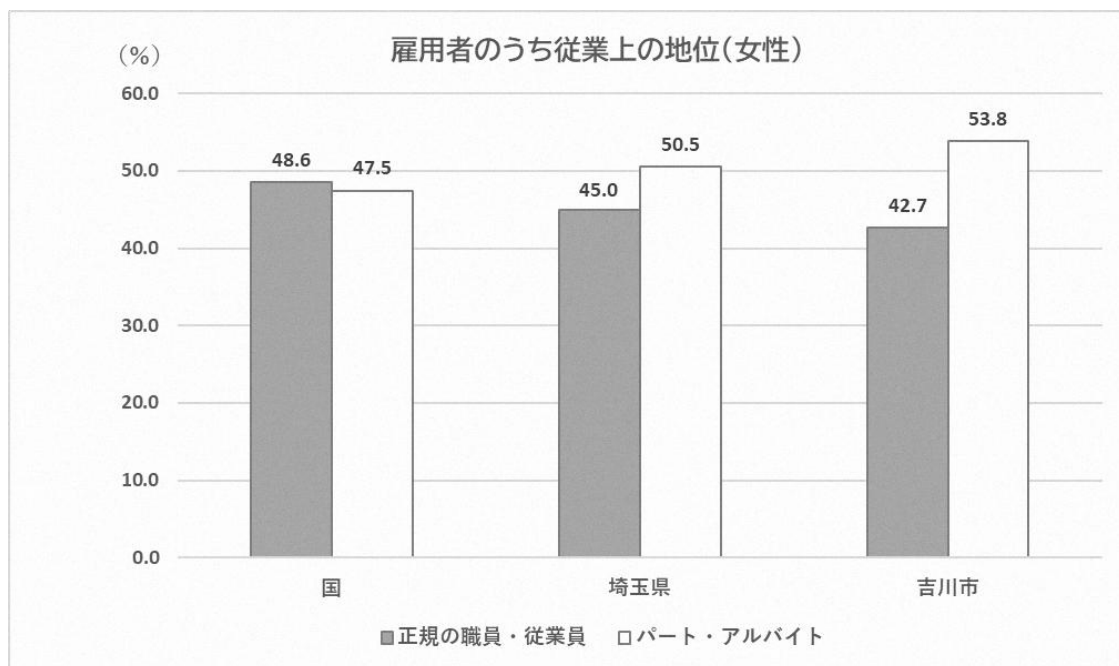
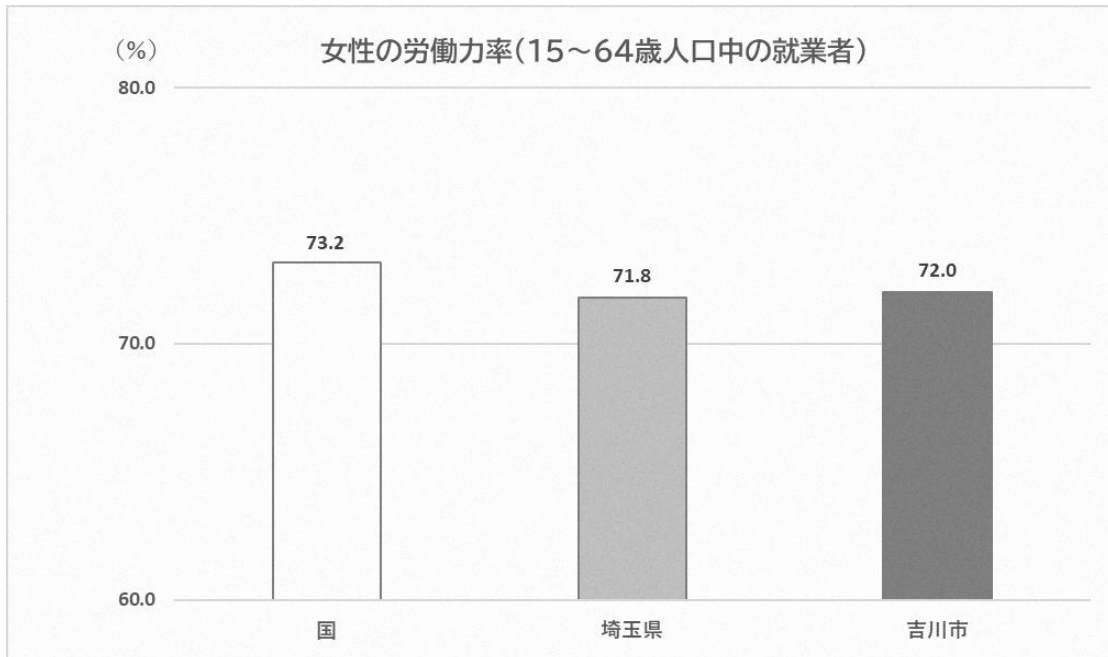
資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

2 子ども・保護者・世帯を取り巻く状況

(1) 女性の就業率や就業上の地位

令和2年国勢調査において、吉川市における15～64歳女性の労働力率は72.0%と、国平均を下回っており、埼玉県と同程度となっています。

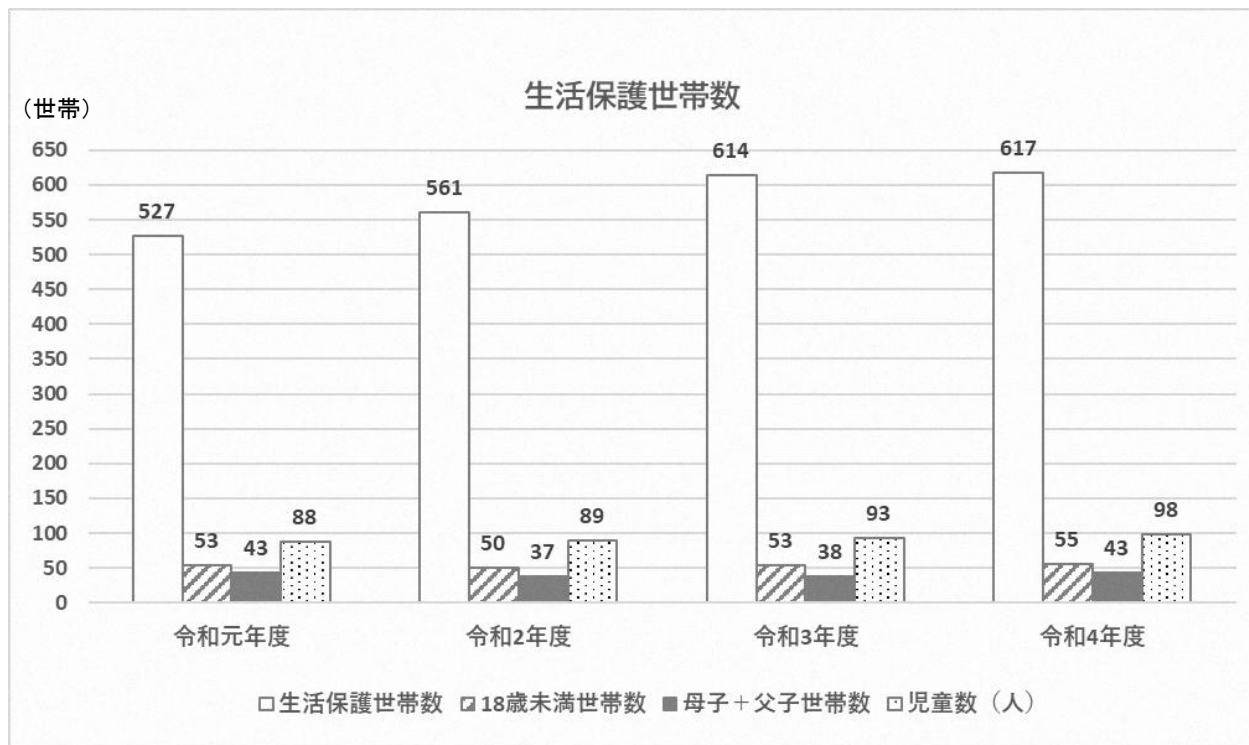
また、就業上の地位をみると、女性の雇用者のうち、「正規の職員・従業員」の割合が42.7%と、国平均や埼玉県をやや下回っている一方、「パート・アルバイト・その他」の割合は53.8%と上回っています（グラフには示していませんが、「正規の職員・従業員」の割合は令和2年と平成27年と比較すると、約4%増加しています）。



資料：令和2年国勢調査

(2) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、総数及び18歳未満を含む世帯とも増加傾向となっています。また令和4年度においては、生活保護世帯のうち18歳未満がいる世帯が55世帯（全生活保護世帯の約1割）となっています。

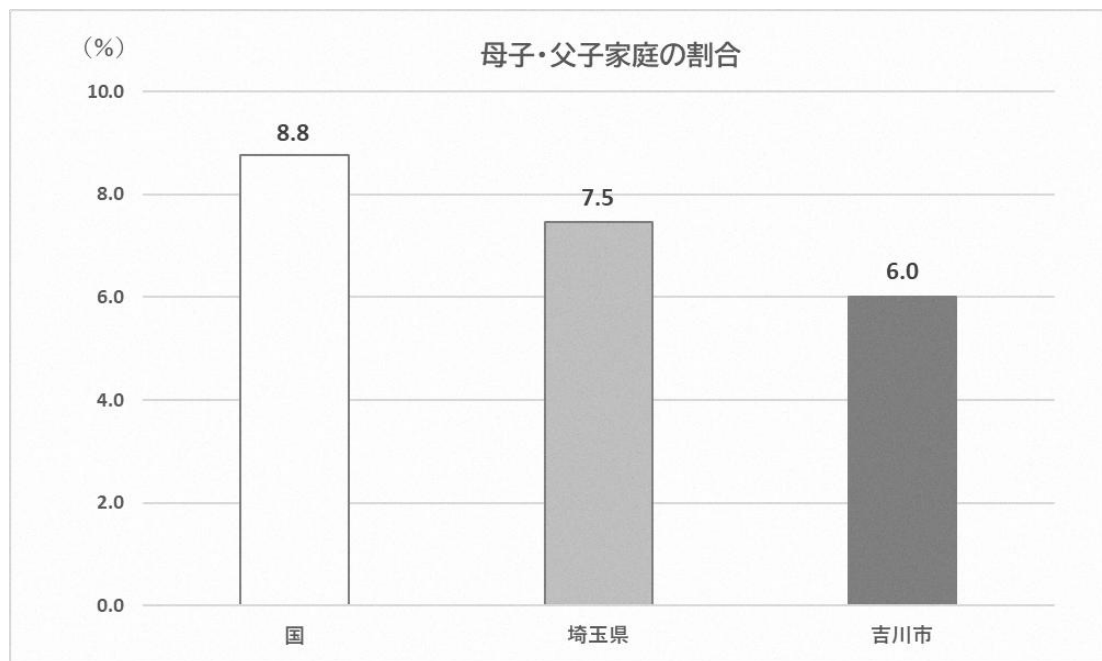


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護世帯数	527	561	614	617
18歳未満を含む世帯数	53	50	53	55
母子・父子家庭数	43	37	38	43
うち児童数(18歳未満)	88	89	93	98
小学生(人)	26	26	23	20
中学生(人)	16	12	13	12
高校生(人)	6	9	7	6

資料：地域福祉課（各年度3月末時点）

(3) ひとり親家庭の状況

令和2年国勢調査において、吉川市における20歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、母子・父子家庭の割合は6.0%と、全国及び埼玉県よりも低い割合となっています。



資料：令和2年国勢調査

(4) 無園児の状況

無園児と思われる人数は3～5歳計で96人となっています。

	総数 (人) (A)	保育施設 (人) (B)	幼稚園 (人) (C)	無園児と思われる 人数 (人) (A) - (B) - (C)
3歳	652	282	321	49
4歳	642	272	343	27
5歳	648	270	358	20
合計	1,942	824	1,022	96

資料：「統計書よしかわ（令和4年度版）」より算出

(5) ヤングケアラーの状況

吉川市では、ヤングケアラーに関する子ども自身の正しい理解を促進すること等を目的として市内公立小学校4年生から6年生までの児童及び市内公立中学校の1年生から3年生までの生徒を対象に、令和5年7月に「吉川市家族の世話などによる生活への影響に関する調査」を実施しました。以下に結果の一部抜粋を掲載します。

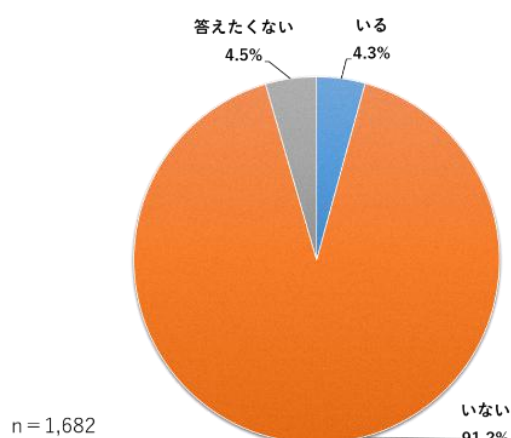
【概括】

- ヤングケアラーを捉える上では、「お世話をしている」状態が、本人にとって、どのような影響が出ており、その影響を本人がどのように受け止めているかを、考慮する必要があります。そのため、本調査においては、「お世話をしている」、かつ、「つらさ・悩みを感じている」という二つの視点に焦点を当てて、ヤングケアラーと思われる子どもを捉えることとしています。
- その結果、小学生では1.6% (4.3%×37.5%)、中学生では0.3% (2.2%×17.1%) の子どもを、ヤングケアラーと思われる子どもとして捉えます。

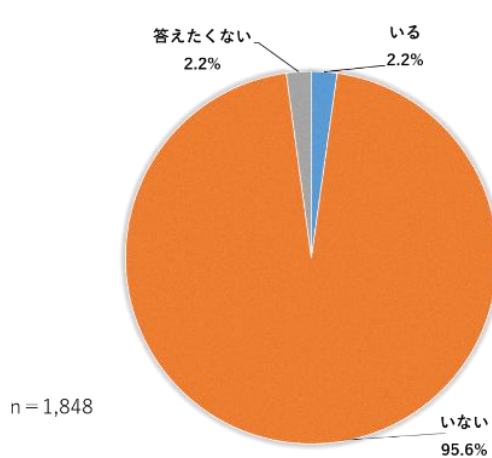
① お世話をしている家族の有無

小学生では「いる」が4.3%、中学生では2.2%となっています。なお、お世話をしている家族は、小学生では「兄弟」が44.4%と最も高く、次いで、「母親」(41.7%)となっています。中学生では「母親」と「兄弟」が同率で39.0%となっています。

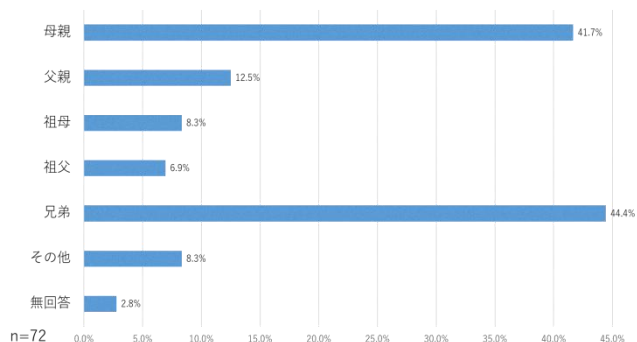
【世話をしている家族の有無：小学校高学年】



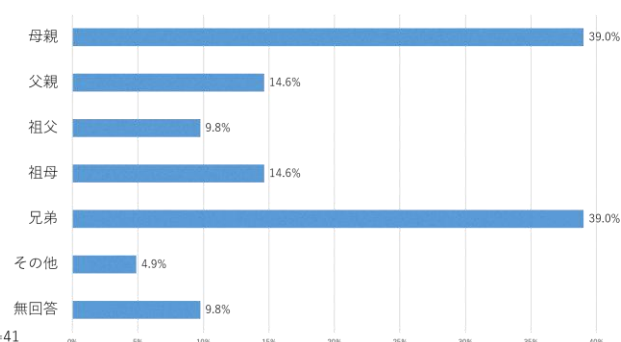
【世話をしている家族の有無：中学生】



【世話を必要としている家族：小学校高学年】



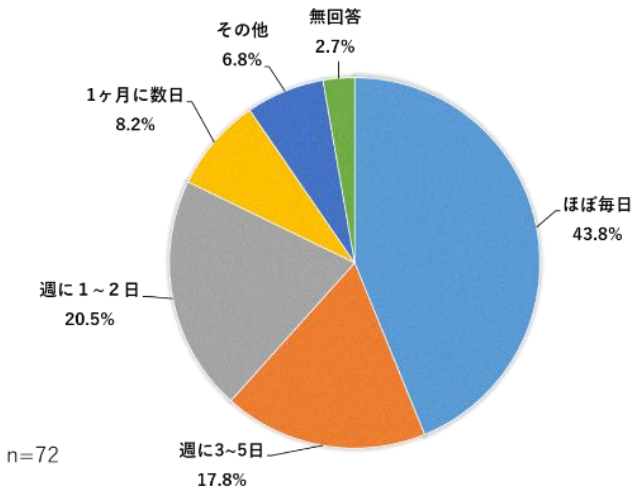
【世話を必要としている家族：中学生】



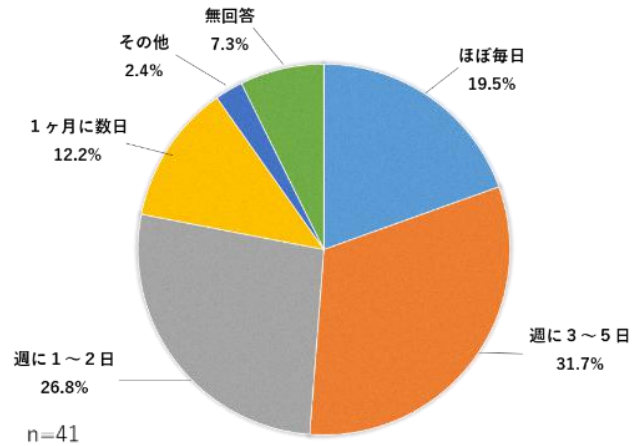
②お世話の頻度

お世話をしている家族がいる児童・生徒のうち、世話の頻度は、小学生で「ほぼ毎日」、中学生で「週に3～5日」の割合が最も多くなっています。小学生については「ほぼ毎日」が43.8%となっており、「週に3～5日」（17.8%）と合わせると61.6%となります。

【世話の頻度：小学校高学年】



【世話の頻度：中学生】

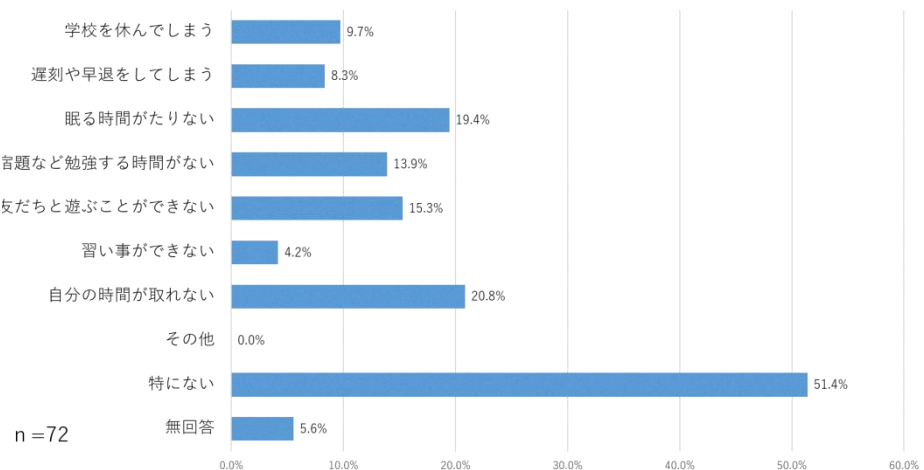


③生活への影響

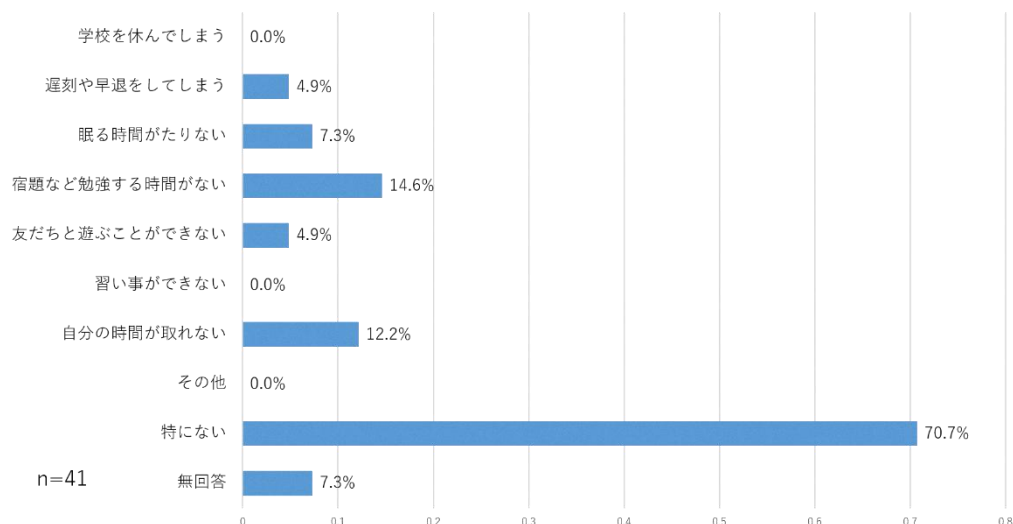
生活への影響について、小学生では「特にない」の割合が51.4%と最も高く、次いで、「自分の時間が取れない」が20.8%、「眠る時間がたりない」が19.4%となっています。

中学生については、「特にない」が70.7%と一番多く、次いで、「宿題など勉強する時間がない」が14.6%、「自分の時間が取れない」が12.2%となっています。

【生活への影響（複数回答）：小学校高学年】



【生活への影響（複数回答）：中学生】

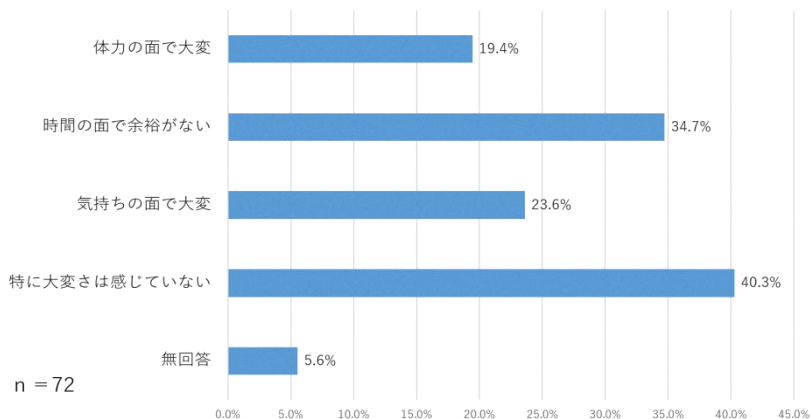


④お世話の負担感

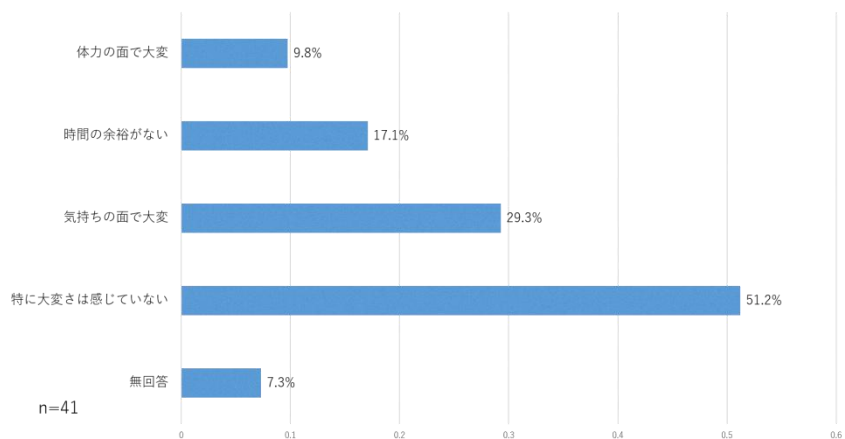
お世話の負担感について、小学生では「特に大変さは感じていない」が40.3%と一番多く、次いで、「時間の面で余裕がない」が、34.7%となっています。

一方、中学生では「特に大変さは感じていない」が51.2%と一番多く、次いで、「気持ちの面で大変」が29.3%となっています。

【世話の負担感（複数回答）：小学校高学年】



【世話の負担感（複数回答）：中学生】

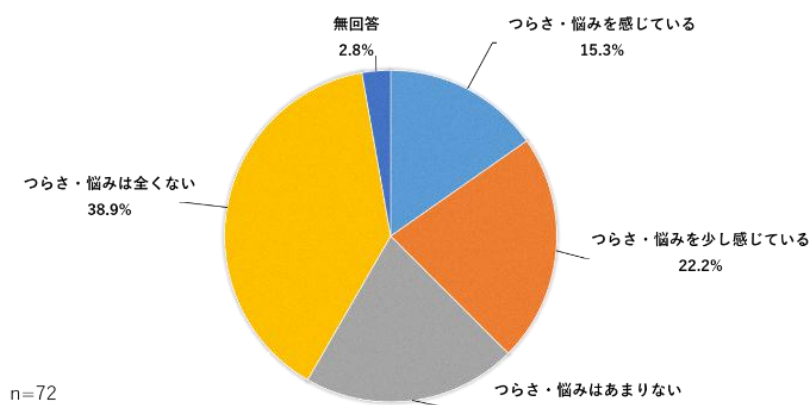


⑤つらさ・悩み

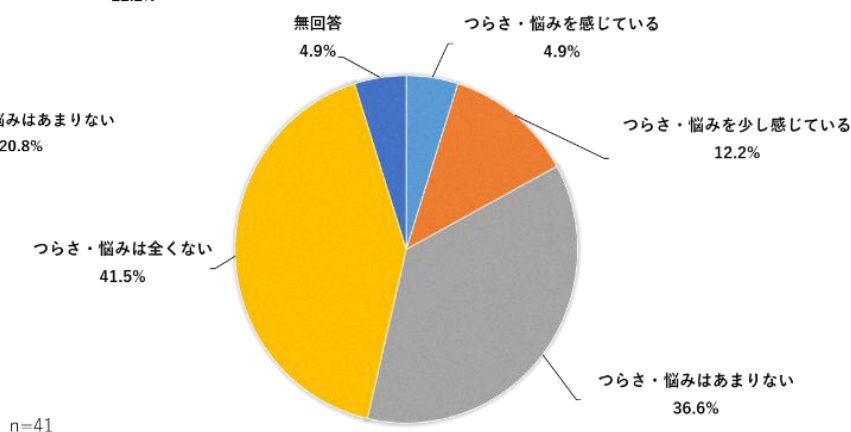
つらさ・悩みについて、小学生では「つらさ・悩みは全くない」が38.9%と1番多く、次いで、「つらさ・悩みを少し感じている」が22.2%、「つらさ・悩みはあまりない」が20.8%となっています。

中学生では「つらさ・悩みは全くない」が、41.5%と一番多く、次いで、「つらさ・悩みはあまりない」が36.6%、「つらさ・悩みを少し感じている」が12.2%となっています。

【つらさ・悩み：小学校高学年】



【つらさ・悩み：中学生】



⑥ヤングケアラーと思われる子どもについて

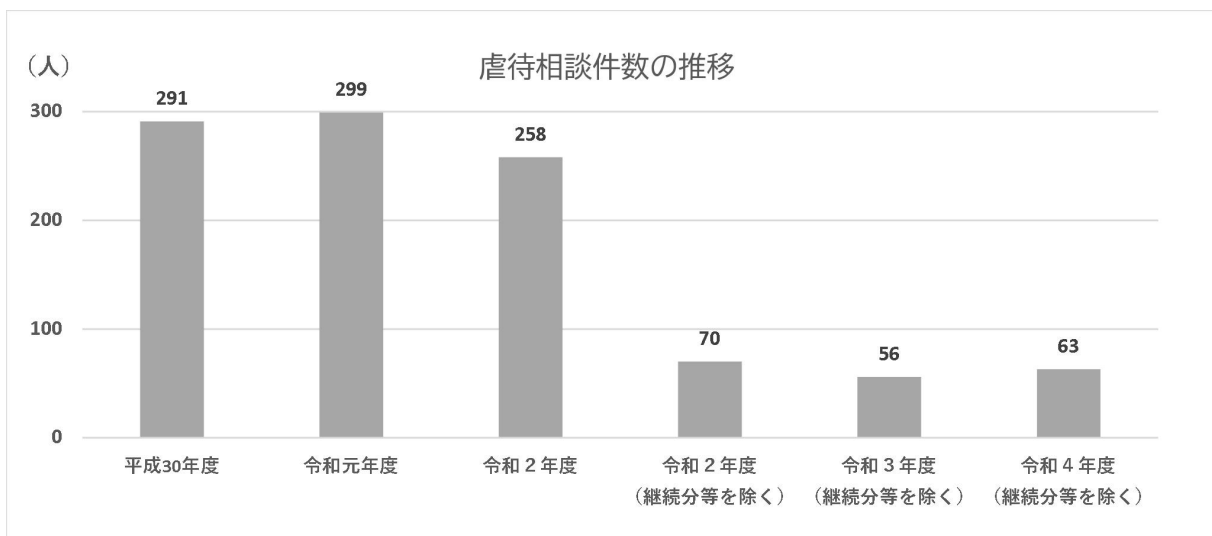
ヤングケアラーを捉える上では、「お世話をしている」状態が、本人にとって、どのような影響が出ており、その影響を本人がどのように受け止めているかを、考慮する必要があると考えられるため、本調査においては、「お世話をしている」、かつ、「つらさ・悩みを感じている」という二つの視点に焦点を当てて、ヤングケアラーと思われる子どもを捉えることとしています。

その結果、小学生では1.6%（4.3%×37.5%）、中学生では0.3%（2.2%×17.1%）の子どもが、ヤングケアラーと思われる子どもとなっています。

(6) 児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談対応件数(実人数)における最近の推移は、令和2年度では70件、令和3年度では56件、令和4年度では63件となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度 (継続分等を 除く)	令和3年度 (継続分等を 除く)	令和4年度 (継続分等を 除く)
身体的虐待	34	46	38	14	13	34
性的虐待	2	0	3	3	0	1
心理的虐待	190	185	136	27	30	18
ネグレクト	65	68	81	26	13	10
計	291	299	258	70	56	63



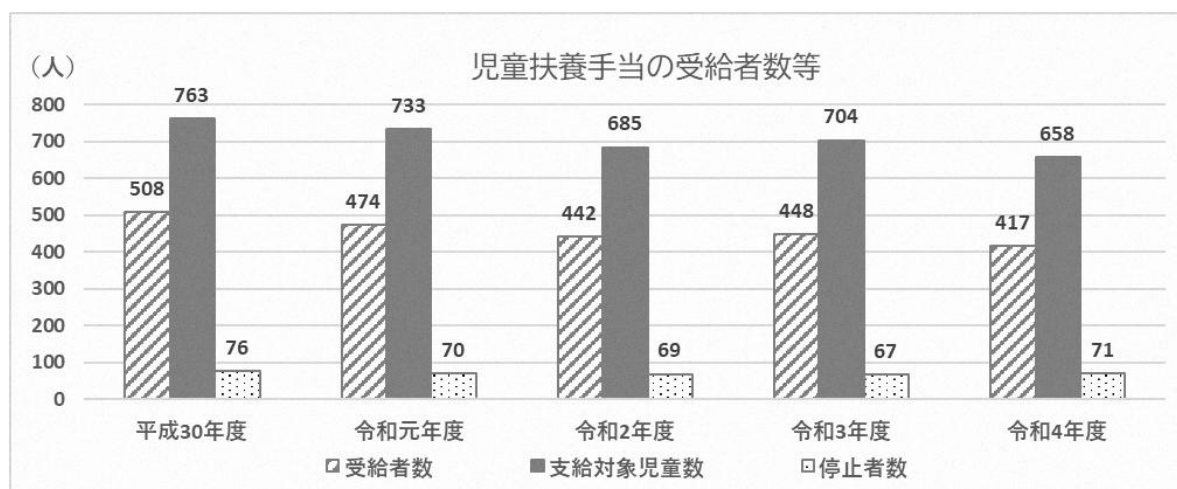
資料：子育て支援課（各年度3月末時点）

3 吉川市における支援等の状況

(1) 児童扶養手当の受給者数等の推移

児童扶養手当の受給者数は、微減傾向であり、令和4年度では417人となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給権者	584	544	511	515	488
受給者数	508	474	442	448	417
支給対象児童数	763	733	685	704	658
停止者数	76	70	69	67	71



資料：子育て支援課（各年度2月末時点）

(2) 就学援助制度の認定率の推移

小学校・中学校の児童・生徒の就学援助の認定率は減少傾向にあります。

認定率は、小学生では7～9%前後、中学生では8～10%前後で推移しています。

【就学援助費認定率】

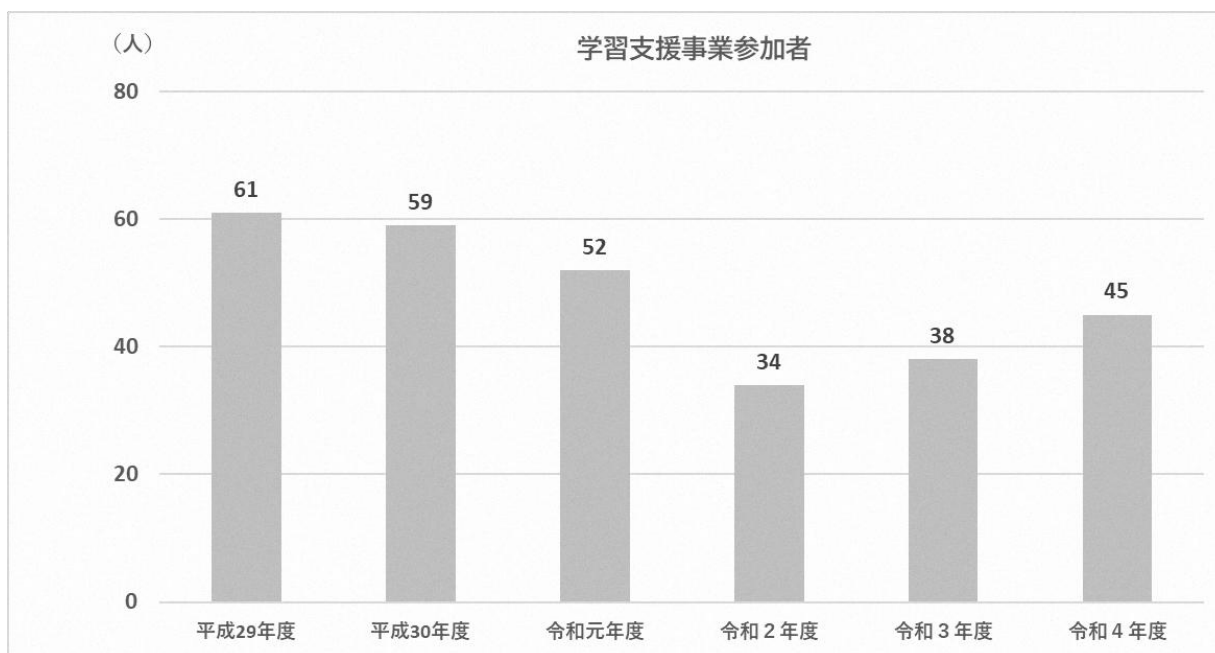
小学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童総数（人）	4,453	4,440	4,441	4,265	4,187
認定児童数（人）	363	379	326	299	298
うち生活保護受給者数	7	15	12	10	13
認定率（%）	8.96	9.57	7.88	7.01	7.12

中学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生徒総数（人）	2,101	2,100	2,141	2,206	2,188
認定生徒数（人）	226	214	195	191	183
うち生活保護受給者数	13	12	9	4	6
認定率（%）	10.76	10.19	9.11	8.66	8.36

資料：教育総務課（各年度3月末時点）

(3) 子どもの学習支援事業参加者数の推移

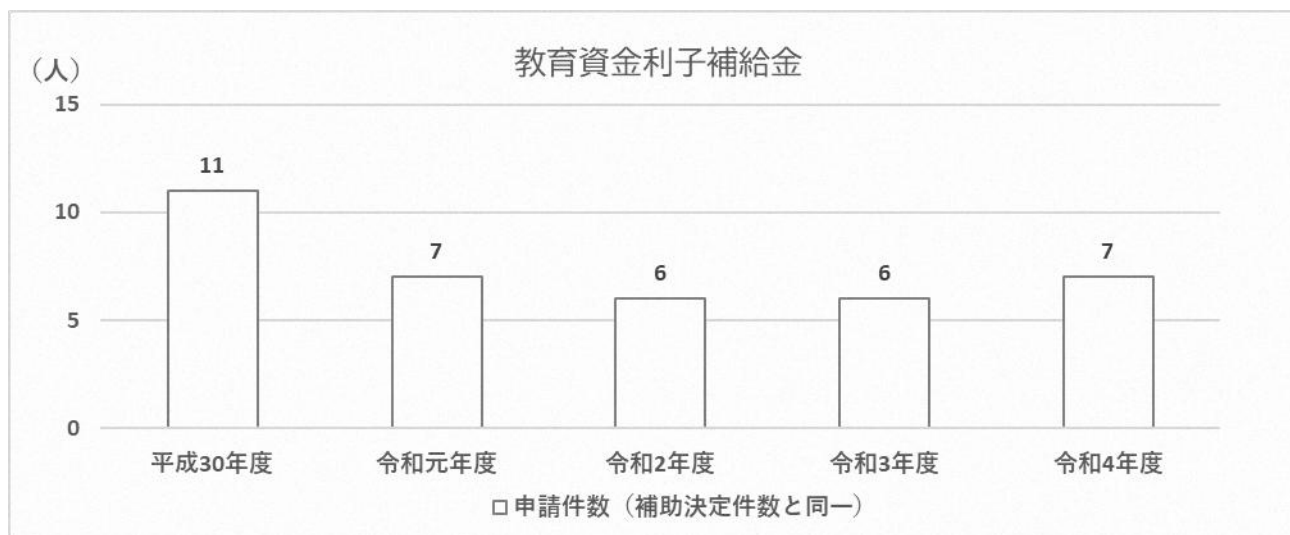
生活保護受給者・生活困窮者の学習・生活支援事業への参加者数は、平成30年度までは60人前後で推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、一時的に減少しましたが、令和3年度からは再び増加傾向となっています。



資料：地域福祉課（各年度3月末時点）

(4) 就学資金の貸付状況（推移）

教育資金利子補給金（※）の申請件数は、毎年10人前後で推移しています。



※教育資金利子補給金：高校や大学などに在学中である学生の入学金や授業料、通学費などに利用するため、日本政策金融公庫や吉川市内に支店のある金融機関の教育ローンを借り受けた保護者に対して、発生した利息額（年間2万円上限）に対し、補給を行う制度。

資料：教育総務課（各年度3月末時点）

第2節 子育て世帯生活実態調査から見える現状

1 調査の概要

調査の目的	すべての子どもたちの未来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望を感じ、志を持てる地域社会の実現に向け取り組んでいくため、お子さんのいるご家庭の状況を把握することで、市の施策に反映することを目的としています。	
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児の子どもがいる家庭 ・市内の保育園・幼稚園に通う年長児（令和4年4月1日時点で5歳児）の子どもがいる家庭 ・市内小学校に通う小学5年生の児童と保護者 ・市内中学校に通う中学2年生の生徒と保護者 	
調査期間	令和4年7月～令和4年12月	
調査方法 ※前回調査と方法は同様	乳児調査	健診時等に直接配布一次回健診時持参もしくは郵送回収
	保育園・幼稚園	保育園・幼稚園を通じて配布一回収
	小学校	小学校を通じて配布一回収
	中学校	中学校を通じて配布一回収
回収状況	全体：回収数 2,837 通／配布数 3,691 通（76.9%）	

【参考】 回収状況の内訳

調査名	配布数	回収結果		(参考) 前回調査 (H29)		
		回収数	回収率	配布数	回収率	
乳児調査	168	79	47.0%	396	74.0%	
保育園・幼稚園年長児調査	601	492	81.9%	603	86.2%	
小学5年生 調査	保護者	695	539	77.6%	748	87.2%
	児童	695	535	77.0%	748	87.3%
中学2年生 調査	保護者	766	598	78.1%	718	87.7%
	生徒	766	594	77.5%	718	88.4%
合計	3,691	2,837	76.9%	3,931	86.1%	

2 基本情報

【「低所得層世帯」の割合】

- ◆前回調査と比較して「低所得層」の割合は減少傾向
- ◆「グループⅢ」に該当するいわゆる「周辺層」も一定数存在する

平成30年度調査と比較して低所得線を下回る世帯の割合は、7.4%から5.4%まで低下しています。年代別でみると、中学2年生家庭が7.2%となっており、他の年代よりも「低所得層」の割合がやや高くなっています。

また、グループⅢ（「低所得層」と定義されるグループⅠ、Ⅱに隣接する可処分所得分類）に属する割合は全体で5.2%となっています。

	吉川市調査からの推計値	(参考) 前回調査
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	5.4%	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	43.7%	44.4%

- ここでは、各調査の回答者の世帯のうち、前項の「吉川市の調査票における可処分所得分類」において「低所得層」に属する世帯の割合を表している。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（令和3年データでは、11.5%）として算出しているが、吉川市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要である。
- 可処分所得の設問が「無回答」の世帯（全体で87件、約5.1%）を除いて割合を算出している。

上段:件数 下段:%	対象者	低所得層	低所得層以外	無回答
全体	1,713 100.0	92 5.4	1,534 89.6	87 5.1
乳児家庭	79 100.0	4 5.1	74 93.7	1 1.3
年長児家庭	492 100.0	21 4.3	450 91.5	21 4.3
小学5年生家庭	541 100.0	24 4.4	488 90.2	29 5.4
中学2年生家庭	601 100.0	43 7.2	522 86.9	36 6.0

【グループⅢの該当件数と割合】

上段:件数 下段:%	対象者	グループⅢ
全体	1,602 100.0	83 5.2
乳児家庭	72 100.0	3 4.2
年長児家庭	465 100.0	27 5.8
小学5年生家庭	513 100.0	26 5.1
中学2年生家庭	552 100.0	27 4.9

※無回答は除外。

【きょうだいの数について】

◆小学5年生及び中学2年生の「低所得層」はきょうだいの数が4人以上の割合が低所得層以外よりも高くなっている

きょうだいの数について、全体では「2人」が最も多く、次いで「3人」となっています。

所得水準分類別にみると、低所得層で「ひとり」の割合が低所得層以外よりも高くなっているほかに、「4人」「5人以上」の割合が12.0%と、低所得層以外の6.0%の約2倍となっています。

【きょうだいの数 所得水準分類別】 (％)

	ひとり(回答者のお子さんのみ)	2人	3人	4人	5人以上	無回答
小学5年生・中学2年生 低所得層【n=67】	22.4	41.8	23.9	6.0	6.0	0.0
小学5年生・中学2年生 低所得層以外【n=1,010】	14.0	53.8	25.9	4.6	1.4	0.3

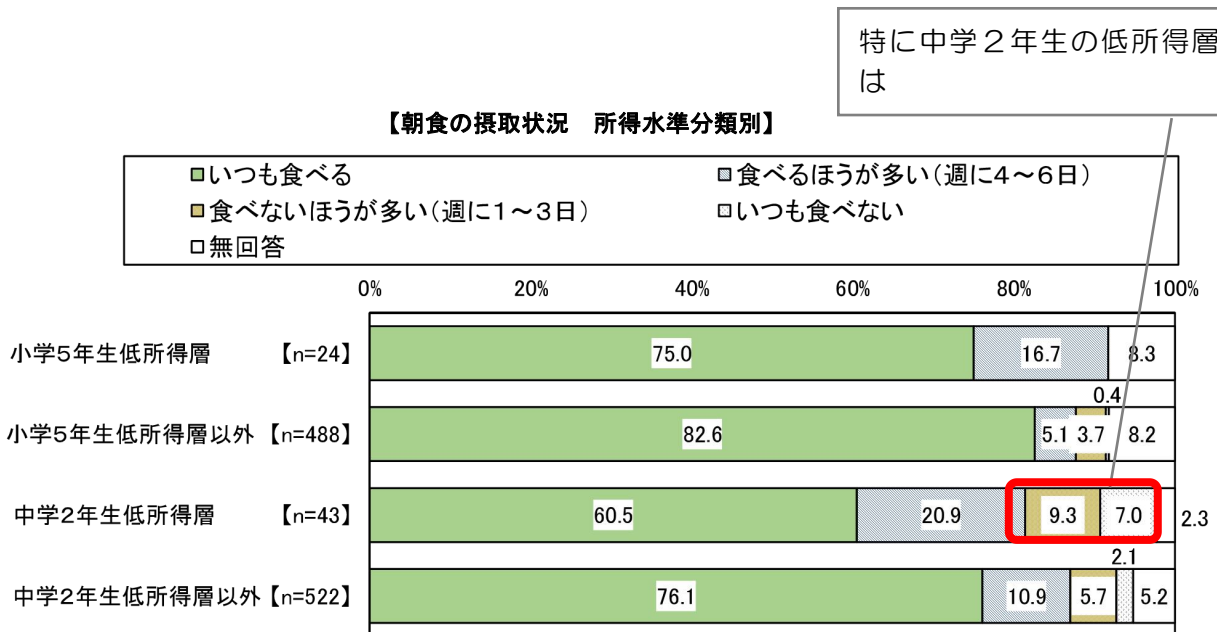
1位:網掛け白抜き文字 2位:グレー網掛け黒太文字

3 困難を抱える家庭の子どもの状況

【子どもの生活や健康について】

- ◆「低所得層」の子どもは、朝ごはんを「いつも食べる」割合が低い
- ◆中学2年生の「低所得層」で、前回調査結果より「食べない」割合が増加

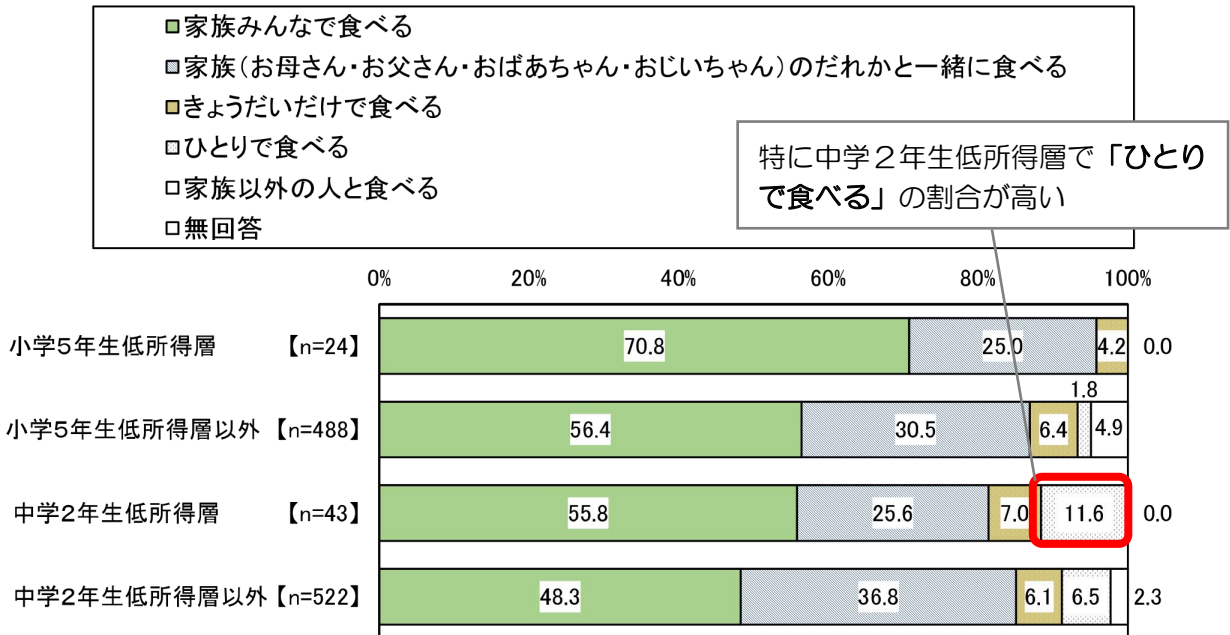
子どもが朝ごはんを「いつも食べる」割合は、低所得層の方は低所得層以外と比べて低くなっています。特に、中学2年生の「低所得層」では「食べないほうが多い(週に1~3日)」と「いつも食べない」の合計が16.3%となっており、回答の多さが顕著となっています。さらに、前回調査と比較すると、「食べない」傾向の割合が増加しています。



◆中学2年生の「低所得層」は、平日の夕ご飯を「ひとりで食べる」割合が高い

平日の夕ご飯をだれと食べるかについて、「家族みんなで食べる」が最も多くなっています。
 一方、夕ご飯を「ひとりで食べる」割合については、所得水準分類別にみると、中学2年生低所得層で11.6%と最も高くなっています。

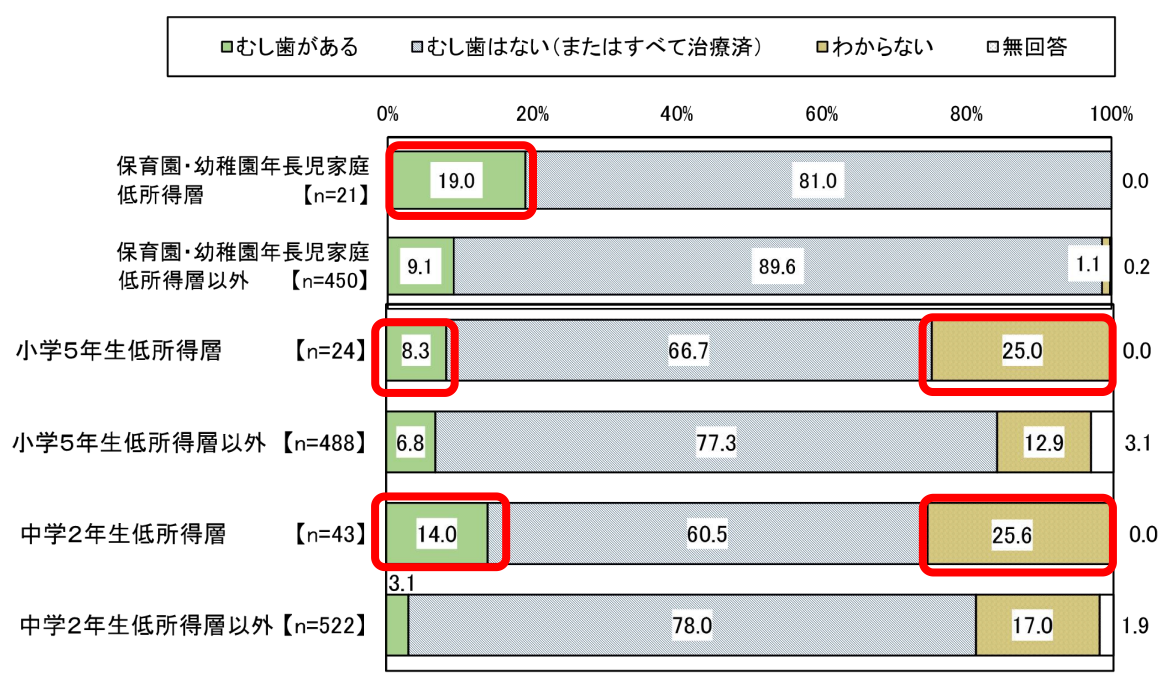
【平日の夕ご飯をだれと食べるか 所得水準分類別】



- ◆就学前の「低所得層」の子どもについて、「むし歯がある」と回答する保護者の割合が高い
- ◆小学5年生・中学2年生の「低所得層」本人は、「むし歯がある」、「わからない」の回答割合が高い

むし歯の状況について、全体では、「むし歯はない（またはすべて治療済）」が最も多くなっています。所得水準分類別にみると、どの年代でも「低所得層」の家庭の子どもで「むし歯がある」が低所得層以外と比べて高くなっています。さらに、小学5年生・中学2年生本人の「低所得層」で「わからない」という回答が多くなっているのも特徴です。

【むし歯の状況 所得水準分類別】



◆小学5年生の「低所得層」は、「習い事」等の割合が低い

放課後、過ごす場所について、全体として、「自分の家」が最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、2番目に多い回答について、小学5年生の低所得層以外では「習い事」となっていることに対し、「低所得層」では「公園」となっており、「習い事」という回答には「低所得層」と低所得層以外で3倍以上の差があります。また、「学習塾」の回答の割合についても、「低所得層」は低所得層以外と比較すると顕著に低くなっています。

【放課後過ごす場所 所得水準分類別】

(%)

	自分の家	親せきの家	友達の家	学習塾(国語・算数・理科・社会・英語)	習い事(そろばん・習字・ピアノ・スポーツ・ダンスなど)	公園	大型スーパー	ゲームセンターやカラオケ	児童館・公民館・おあしす・体育館	その他	わからない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	83.3	4.2	16.7	4.2	12.5	25.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	4.2
小学5年生 低所得層以外【n=488】	88.5	3.5	16.6	19.3	41.2	28.7	2.0	0.8	6.1	6.1	0.2	2.7
中学2年生 低所得層【n=43】	97.7	0.0	16.3	27.9	14.0	23.3	2.3	4.7	2.3	0.0	0.0	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	93.5	0.2	8.4	33.1	18.8	12.5	2.7	2.7	3.8	1.5	0.4	1.9

1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

「学習塾」や「習い事」の
差が大きい

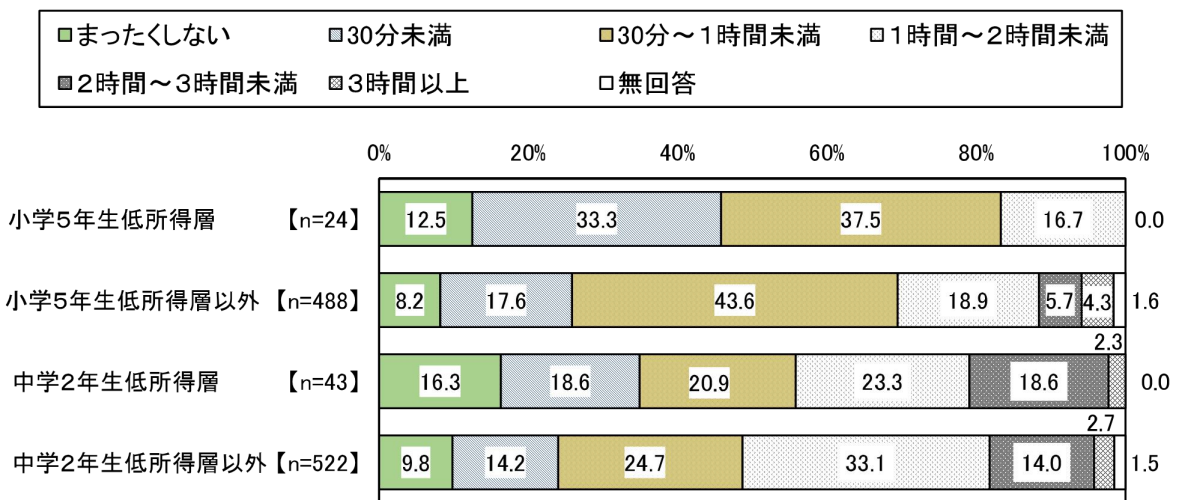
【学習や教育について】

◆「低所得層」の子どもは、平日の勉強時間が短く、特に「30分未満」の割合が高い

学校の授業以外で1日何時間くらい、勉強するかについて、全体でみると、小学5年生は「30分～1時間未満」、中学2年生は「1時間～2時間未満」がそれぞれ最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、小学5年生、中学2年生ともに低所得層の方が低所得層以外と比べて勉強時間が短くなっています。「まったくしない」が小学5年生低所得層で12.5%と、低所得層以外より4.3ポイント高く、中学2年生低所得層で16.3%と低所得層以外より6.5ポイント高くなっています。

【平日の勉強時間 所得水準分類別】



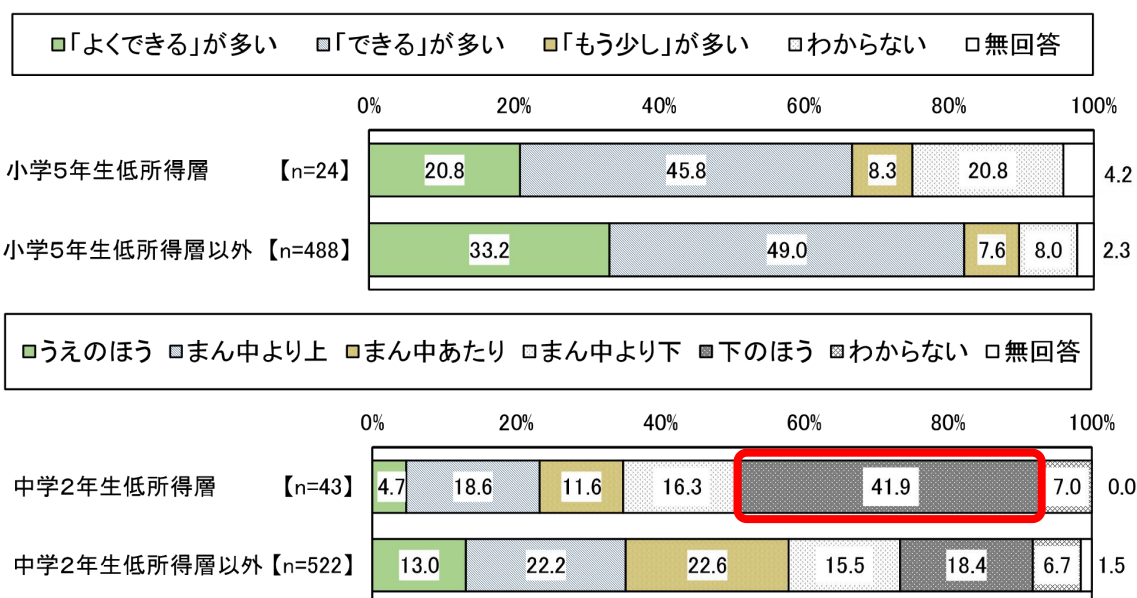
◆中学2年生の「低所得層」では、学校での成績は、「下のほう」の割合が高い（最も多く回答されている選択肢）

学校の成績は、全体では小学5年生で「「できる」が多い」が最も多く、次いで「「よくできる」が多い」となっています。また、全体では中学2年生で「まん中より上」が最も多く、次いで「まん中あたり」となっています。

所得水準分類別にみると、小学5年生の低所得層以外は「「よくできる」が多い」と「「できる」が多い」が「低所得層」より高くなっています。

特に、中学2年生では、「下のほう」という回答が低所得層以外で18.4%と約2割であることにに対し、低所得層が41.9%と最も多い回答となっており、大きな差が見られます。

【学校での成績 所得水準分類別】

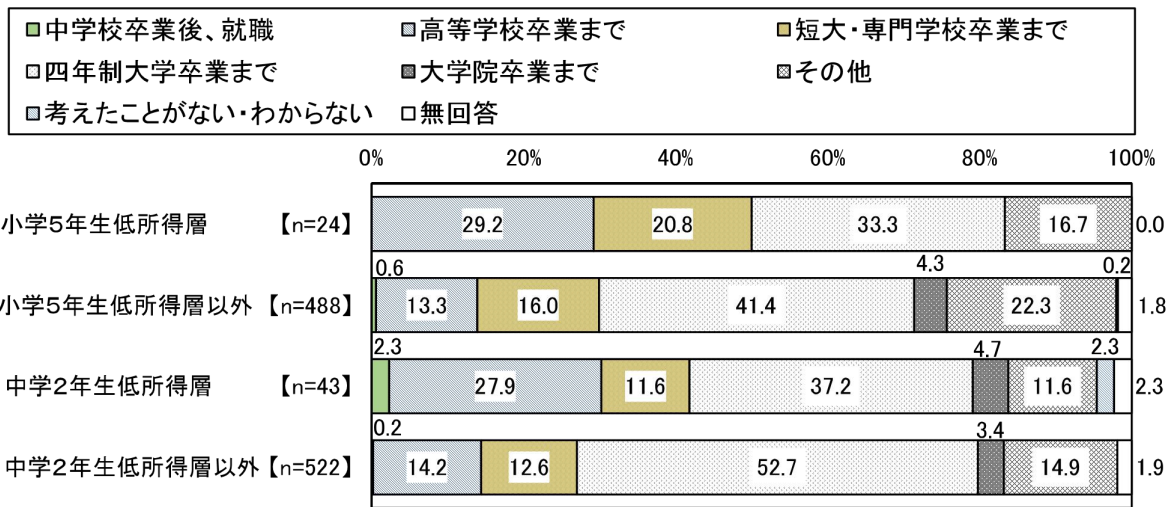


◆子どもの進路希望は、「低所得層」は、「四年制大学卒業まで」の割合が低く、子どもの年齢が上がるにつれてその差が拡大している

将来の進学希望については、全体では小学5年生・中学2年生のいずれも本人、保護者ともに「四年制大学卒業まで」が最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、全ての所得層で「四年制大学卒業まで」が最も多くなっていますが、小学5年生では低所得層で33.3%、低所得層以外で41.4%と8.1ポイントの差となっています。また、中学2年生になると、低所得層では37.2%と、低所得層以外の52.7%より15.5ポイント低く、子どもの年齢が上がるにつれて差が大きくなっています。

【子どもの進路希望 所得水準分類別】



【コロナ禍による生活の変化】

◆小学5年生の「低所得層」で「親以外の大人や友達と話をすること」の割合が減少傾向

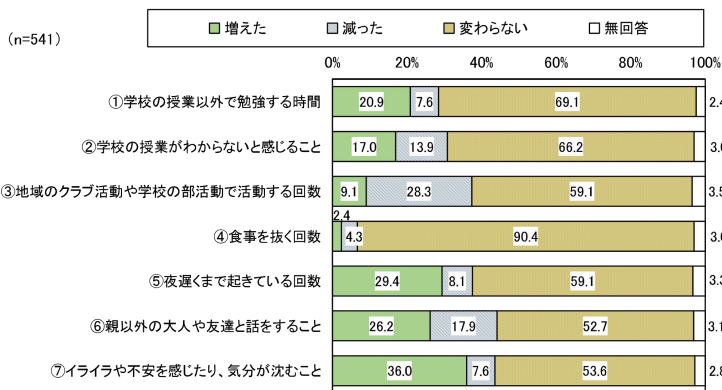
◆中学2年生の「低所得層」で「学校の授業がわからないと感じること」、「食事を抜く回数」の割合が増加傾向

新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の変化について、「増えた」と回答した割合が最も高いのは、小学5年生では「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」、中学2年生では「⑤夜遅くまで起きている回数」となっています。これに対して、「減った」と回答した割合が最も高いのは、小学5年生、中学2年生ともに「③地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数」となっています。

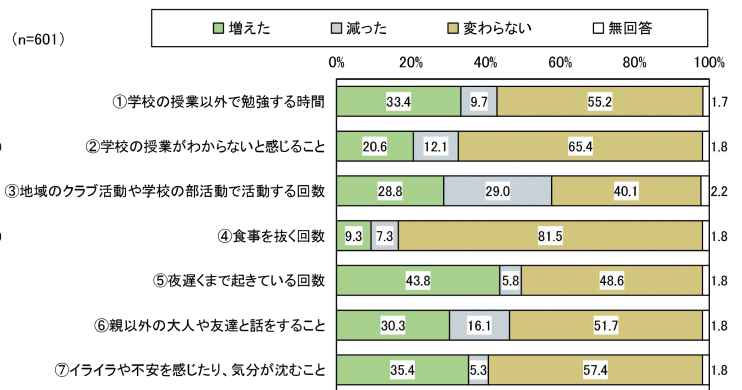
一方、所得水準分類別にみると、低所得層は、概ね全ての項目で低所得層以外と大きな違いはありませんが、小学5年生について、「⑥親以外の大人や友達と話をすること」については低所得層で「減った」という回答が低所得層以外より多くなっています。また、「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について低所得層で「増えた」の割合がより高くなっています。

中学2年生低所得層では、学校の授業以外で勉強する時間が「変わらない」割合が高いにもかかわらず、「②学校の授業がわからないと感じること」が「増えた」という回答が高くなっているほか、「④食事を抜く回数」が「増えた」という回答が低所得層以外よりも顕著に高くなっています。

【コロナ禍による生活の変化 小学5年生】



【コロナ禍による生活の変化 中学2年生】



【「⑥親以外の大人や友達と話をすること」の変化 小学5年生】 【「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」の変化 小学5年生】

	増えた (%)	減った (%)	変わらない (%)	無回答 (%)
小学5年生 低所得層【n=24】	16.7	25.0	58.3	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	26.6	17.6	52.7	3.1

1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

	増えた (%)	減った (%)	変わらない (%)	無回答 (%)
小学5年生 低所得層【n=24】	54.2	4.2	41.7	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	35.7	7.6	54.1	2.7

1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

【「②学校の授業がわからないと感じること」の変化 中学2年生】

	増えた (%)	減った (%)	変わらない (%)	無回答 (%)
中学2年生 低所得層【n=43】	30.2	11.6	58.1	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	20.3	12.3	65.7	1.7

1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

【「④食事を抜く回数」の変化 中学2年生】

	増えた (%)	減った (%)	変わらない (%)	無回答 (%)
中学2年生 低所得層【n=43】	18.6	7.0	74.4	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	9.0	7.5	82.0	1.5

1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

4 困難を抱える家庭の保護者の状況・経済状況

【就労について】

- ◆母親の就労状況は、「低所得層」で「正社員・正規職員」の割合が低い
- ◆「低所得層」は、母親が「働いていない」割合が高い

母親の職業について、全体で「正社員・正規職員」は乳児家庭で46.8%と高く、子どもの年齢が上がると「パート・アルバイト」の割合が高くなり、小学5年生家庭、中学2年生家庭では5割を超えています。

所得水準分類別にみると、低所得層以外と比較するといずれも「正社員・正規職員」への回答割合が低所得層以外よりも低く、特に小学5年生における差が大きくなっています。また、低所得層では「働いていない」への回答が「パート・アルバイト」に次いで多くなっていることも特徴です。

なお、「働いていない」理由について、低所得層以外では「家事育児に専念」が最も多いことに対し、低所得層では「病気療養中」が半数を超えて最も高くなっています（ただし、設問における低所得層の母数が少ないため単純比較はできません）。

【母親の就労状況 所得水準分類別】

	正社員・正規職員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託・非常勤等	人材派遣会社の派遣社員	自営業・在宅ワーク	内職	その他	働いていない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	8.3	66.7	0.0	4.2	4.2	0.0	4.2	12.5	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	21.1	50.0	3.7	2.5	5.1	0.8	0.8	13.9	2.0
中学2年生 低所得層【n=43】	16.3	48.8	2.3	2.3	7.0	0.0	2.3	16.3	4.7
中学2年生 低所得層以外【n=522】	22.6	52.7	2.5	1.1	5.2	0.0	0.4	12.8	2.7

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

【ひとり親家庭について】

◆ひとり親家庭は、子どもの年齢が上がると割合が増加している

◆ひとり親家庭に占める「低所得層」の割合が高い

ひとり親家庭と推測される家庭の割合は、乳児家庭では0%（該当なし）、年長児家庭では4.1%、小学5年生家庭では5.0%、中学2年生家庭では6.7%となっています。

また、ひとり親家庭に占める「低所得層」の家庭の割合は、年長児家庭で50.0%、小学5年生家庭では40.7%、中学2年生家庭では42.5%といずれも高くなっています。

上段:件数 下段:%	対象者	ひとり親家庭	ひとり親家庭 以外	無回答
全体	1,713	87	1,617	9
	100.0	5.1	94.4	0.5
乳児家庭	79	0	79	0
	100.0	0	100.0	0
年長児家庭	492	20	471	1
	100.0	4.1	95.7	0.2
小学5年生家庭	541	27	511	3
	100.0	5.0	94.5	0.6
中学2年生家庭	601	40	556	5
	100.0	6.7	92.5	0.8

上段:件数 下段:%		全体	低所得層	低所得層 以外	無回答
全体		1,713	92	1,534	87
		100.0	5.4	89.6	5.1
乳児家庭	全体	79	4	74	1
		100.0	5.1	93.7	1.3
	ひとり親家庭	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
年長児家庭	ひとり親家庭以外	79	4	74	1
		100.0	5.1	93.7	1.3
	全体	492	21	450	21
		100.0	4.3	91.5	4.3
小学5年生家庭	ひとり親家庭	20	10	9	1
		100.0	50.0	45.0	5.0
	ひとり親家庭以外	471	11	441	19
		100.0	2.3	93.6	4.0
中学2年生家庭	全体	541	24	488	29
		100.0	4.4	90.2	5.4
	ひとり親家庭	27	11	15	1
		100.0	40.7	55.6	3.7
小学5年生家庭	ひとり親家庭以外	511	13	472	26
		100.0	2.5	92.4	5.1
	全体	601	43	522	36
		100.0	7.2	86.9	6.0
中学2年生家庭	ひとり親家庭	40	17	22	1
		100.0	42.5	55.0	2.5
	ひとり親家庭以外	556	26	500	30
		100.0	4.7	89.9	5.4

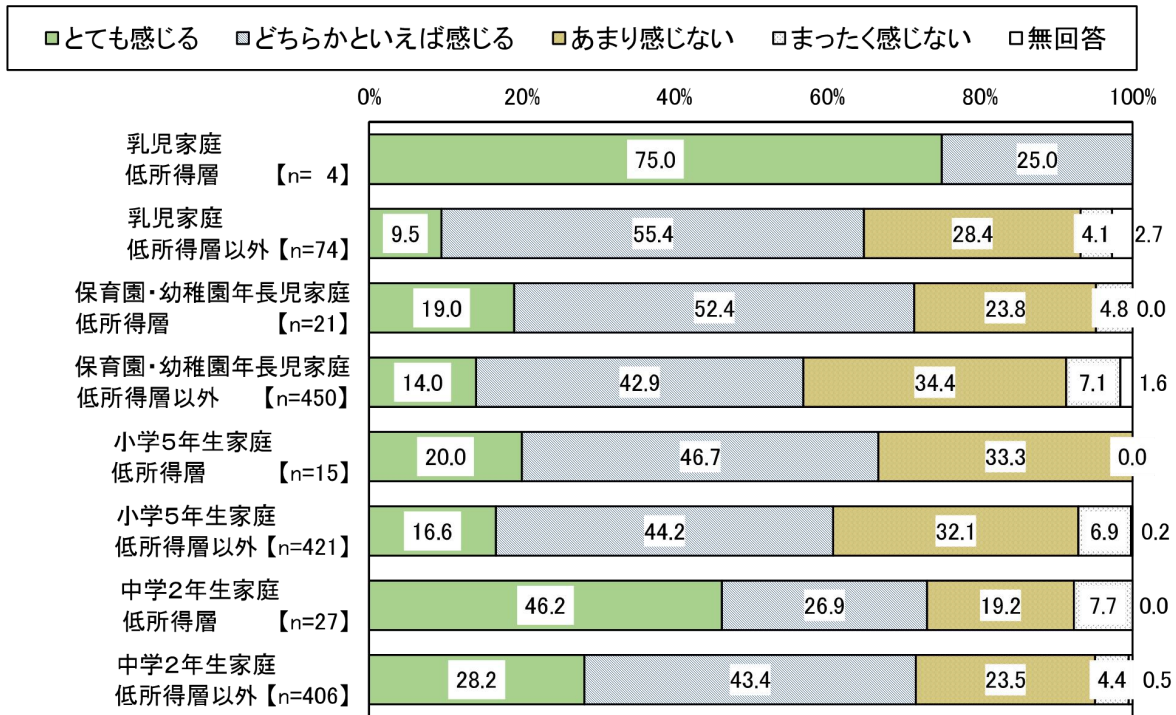
【子どもにかかる費用の負担感】

◆「低所得層」において、子どもにかかる費用は家計にとって負担と感じる割合が高い

お子さんにかかる費用についていずれかの回答をした保護者のうち、子どもにかかる費用の負担感について、全体では、感じると回答した割合（「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計）は、乳児家庭で最も高くなっています。

なお、所得水準分類別に感じると回答した割合をみると、乳児家庭低所得層が100%、保育園・幼稚園年長児家庭低所得層が71.4%、小学校5年生家庭低所得層が66.7%、中学2年生家庭低所得層が73.1%となっています。

【子どもにかかる費用の負担 所得水準分類別】



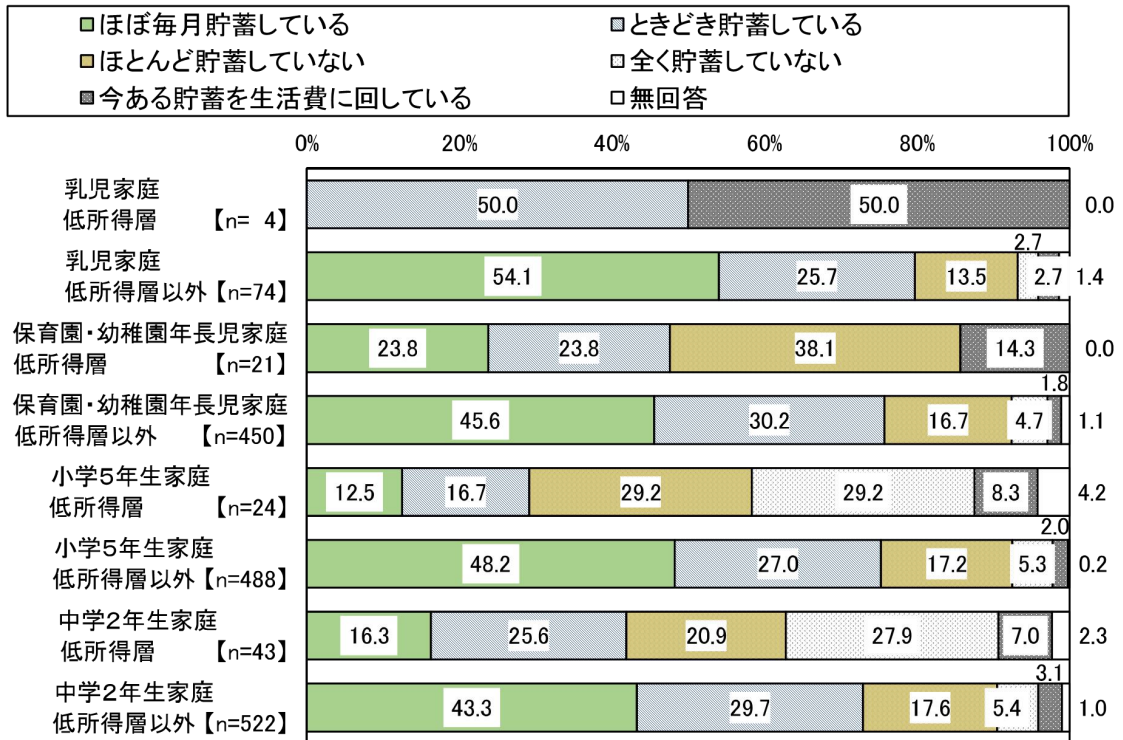
【貯蓄の有無】

◆「低所得層」は、貯蓄をしている割合が低い

貯蓄については、全体では、貯蓄をしていると回答した割合（「ほぼ毎月貯蓄している」と「ときどき貯蓄している」の合計）は、乳児家庭が最も高く、子どもの年齢が上がると低くなっています。

所得水準分類別にみると、全ての家庭で低所得層以外の方が低所得層より高く、特に小学5年生家庭、中学2年生家庭では約3割程度の開きがあります。

【貯蓄の有無 所得水準分類別】



【母親の健康状態について】

◆「低所得層」の母親で健康状態が「よくない」傾向の割合が高い

母親の現在の健康状態について、よいと回答した割合（「よい」と「どちらかといえばよい」の合計）は、全体ではすべての家庭で5割を超えています。

所得水準分類別にみると、小学5年生、中学2年生ともに低所得層でよくないと回答した割合（「どちらかといえばよくない」と「よくない」の合計）が低所得層以外と比較すると高く、小学5年生で20.9%と8.4ポイント、中学2年生で23.3%で10.1ポイントの差となっています。

【母親の健康状態 所得水準分類別】

(%)

	よい	どちらかとい えばよい	普通	どちらかとい えばよくない	よくない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	20.8	20.8	37.5	16.7	4.2	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	32.8	23.2	31.4	11.5	1.0	0.2
中学2年生 低所得層【n=43】	27.9	25.6	20.9	9.3	14.0	2.3
中学2年生 低所得層以外【n=522】	32.8	21.8	31.4	11.7	1.5	0.8

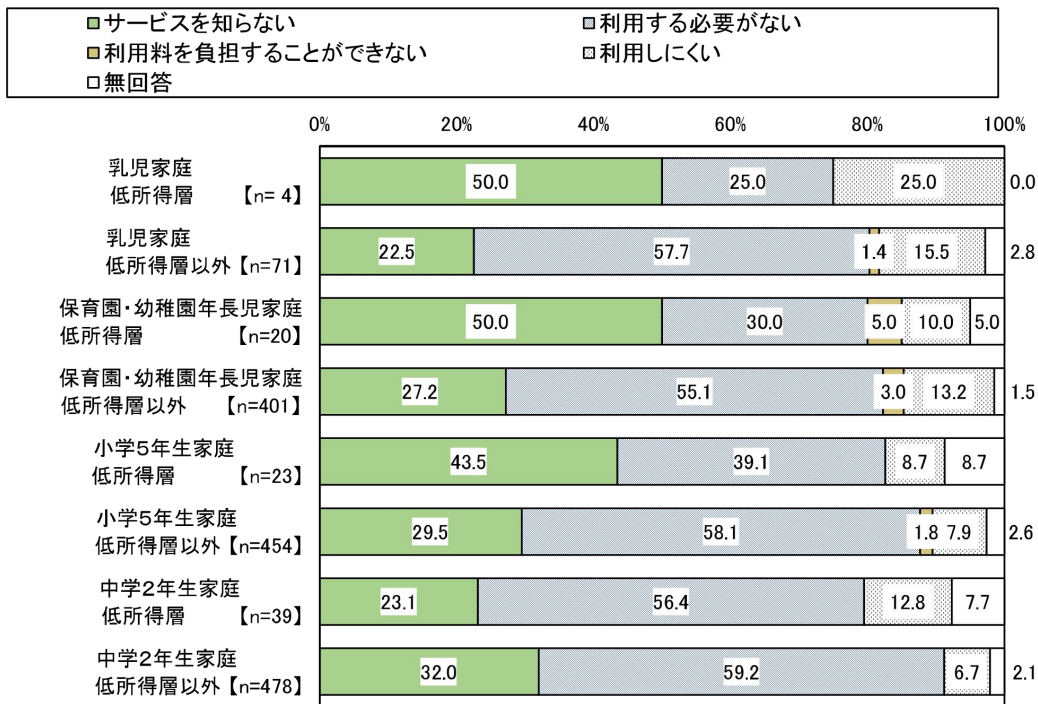
1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

【市の取り組みの認知度】

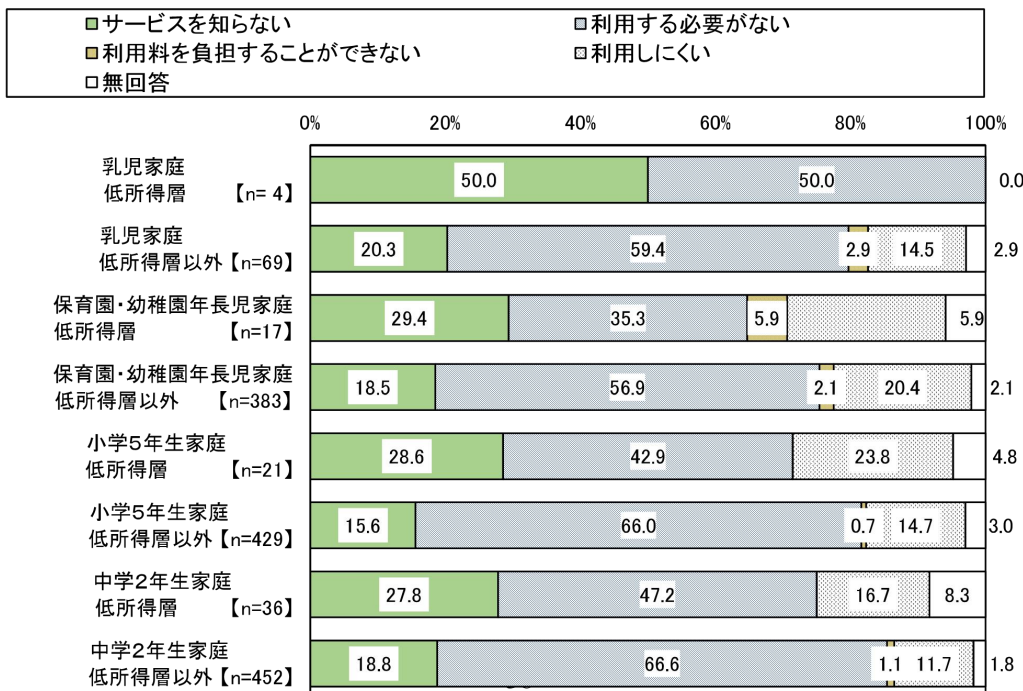
◆「低所得層」では、市が実施する「サービスを知らない」という項目が多い

市の取り組みについて、利用したことがない理由についてたずねたところ、所得水準分類別にみると、低所得層以外では、「利用する必要がない」が高くなっていることに対し、低所得層では「サービスを知らない」への回答が比較的高くなっており、特に「産前・産後ヘルプサービス」「ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）」「子育て支援センター」「ファミリー・サポート・センター」「緊急サポートセンター」で差が大きくなっています。（ここでは「産前・産後ヘルプサービス」及び「ファミリー・サポート・センター」を抜粋して掲載）

【産前・産後ヘルプサービス 所得水準分類別】



【ファミリー・サポート・センター 所得水準分類別】



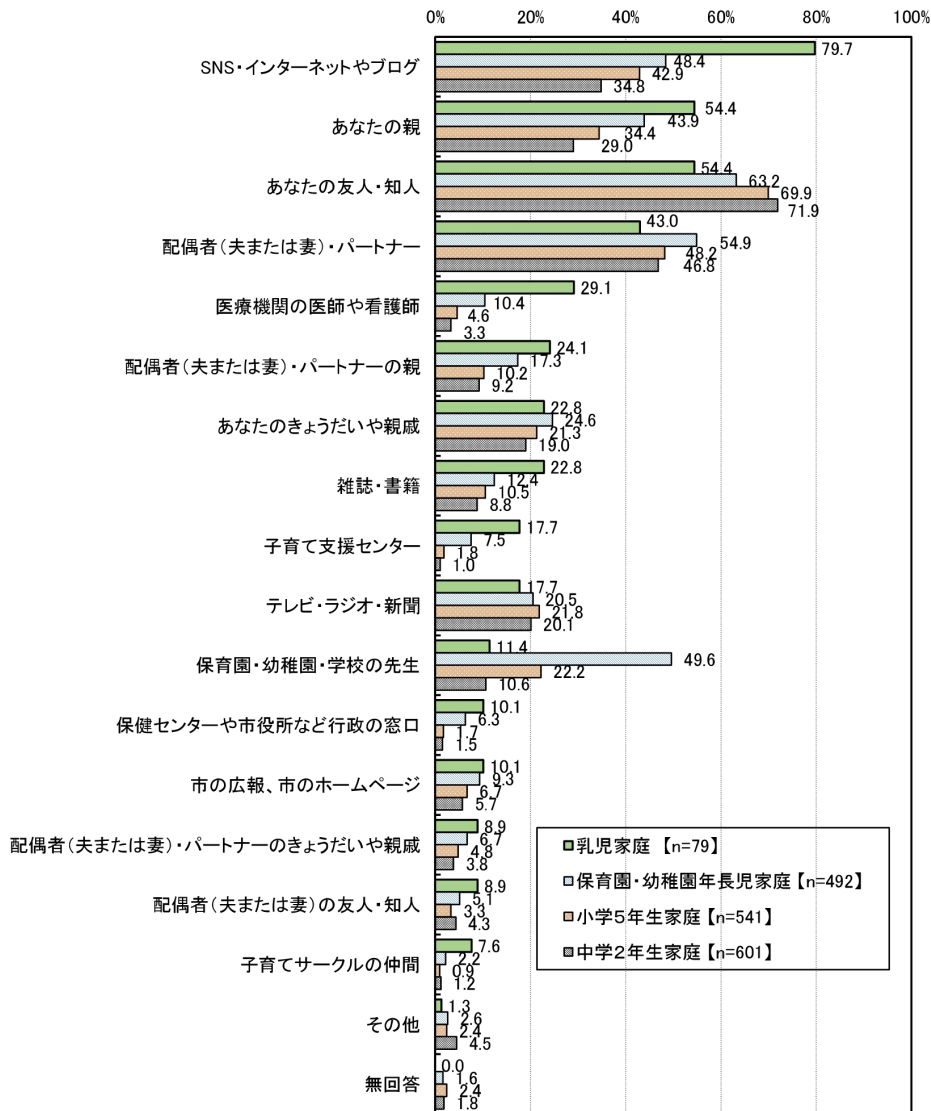
【情報の入手方法について】

- ◆子育てに関する情報の入手先は、「人」以外の情報媒体として「SNS・インターネットやブログ」の割合が圧倒的に高い
- ◆「低所得層」の保護者では情報入手先に関する各選択肢への回答割合が低い

子育てに関する情報の入手先は、「あなたの友人・知人」「配偶者（夫または妻）・パートナー」のほかに、「SNS・インターネットやブログ」が多くなっており、特に特に乳児家庭で79.7%と他の家庭に比べて非常に高い割合となっています。

なお、所得水準分類別にみると、低所得層では特に「配偶者（夫または妻）・パートナーの親」への回答が低所得層以外と比較すると少なくなっているほか、全体的に回答割合が低所得層以外よりも5ポイント前後の割合で低く、情報を入手していない家庭が一定数の割合で存在している可能性があります（情報の入手先に関するクロス集計が複数にわたるため、本計画にはグラフを掲載していません）。

【子育てに関する情報の入手先 全体】



【相談できる人の有無】

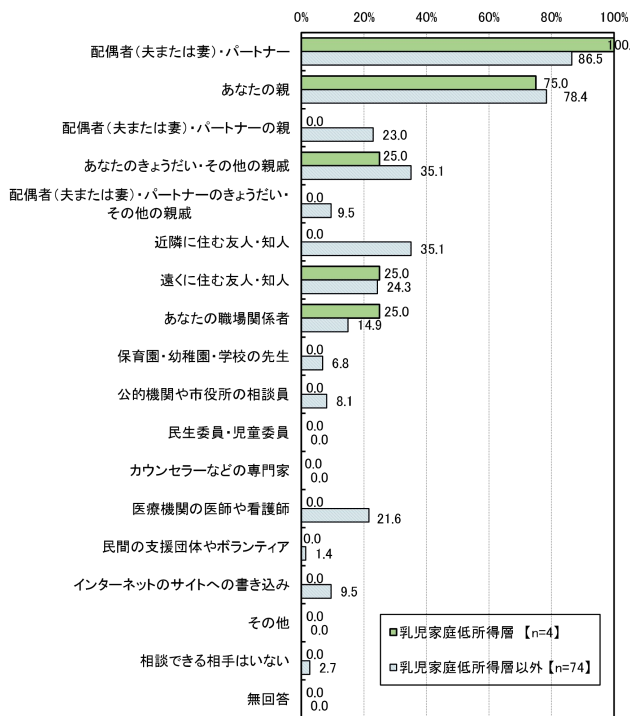
◆「低所得層」は「相談できる相手はいない」の割合が、子どもの年齢が上がると増加

子育てについての相談相手・相談先は、「配偶者（夫または妻）・パートナー」が全ての家庭で最も多くなっています。

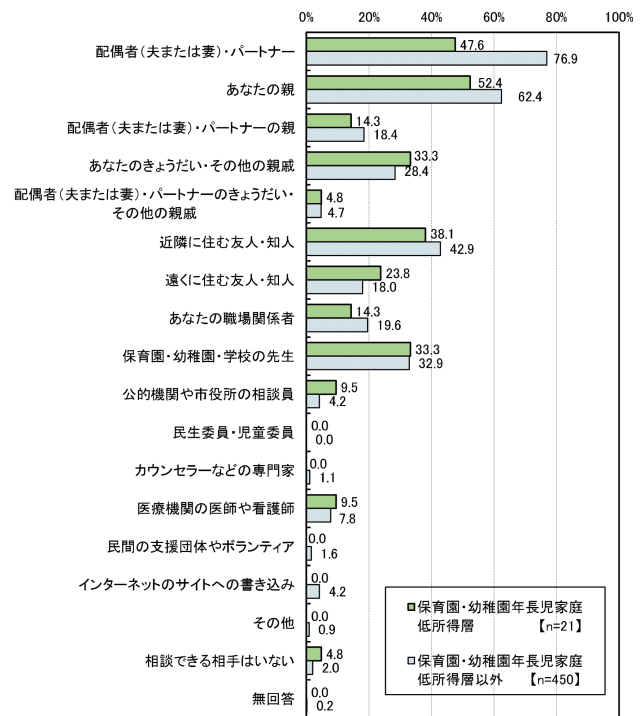
一方、所得水準分類別にみると、乳児家庭では低所得層以外と同様の傾向であったことに対し、子どもの年齢が上がると、相談相手・相談先が分散・多様化しているほか、「相談できる相手はいない」の割合についても増加しています。

【子育てについての相談相手・相談先 所得水準分類別】

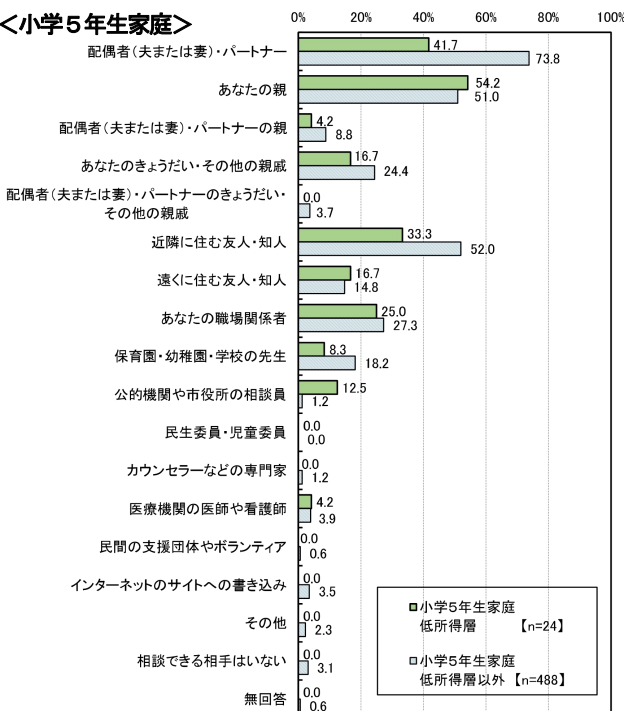
＜乳児家庭＞



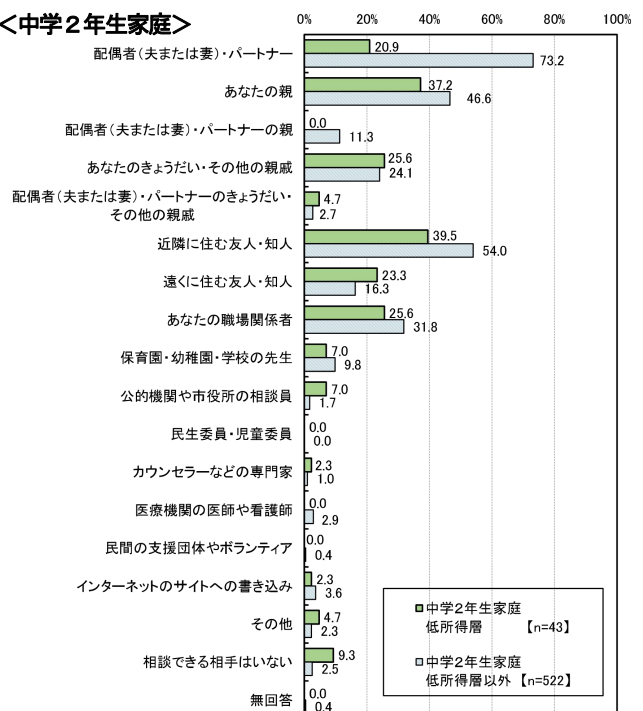
＜保育園・幼稚園年長児家庭＞



＜小学5年生家庭＞



＜中学2年生家庭＞



【幸福感について】

◆「低所得層」のほうが幸福感は低い

幸福感について、全体では、前回調査よりも幸せだと思う割合（「とても幸せだと思う」と「幸せだと思う」の合計）が増加しています。

一方、所得水準分類別にみると、低所得層以外よりも低所得層のほうが幸せだと思う割合が低くなっています。また、低所得層で幸福感について「わからない」への回答が多くなっているのも特徴です。

【幸福感 所得水準分類別】

(%)

	とても幸せだと思う	幸せだと思う	あまり幸せだと思わない	幸せだと思わない	わからない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	8.3	58.3	16.7	0.0	16.7	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	24.0	62.5	5.9	1.6	5.5	0.4
中学2年生 低所得層【n=43】	16.3	51.2	11.6	4.7	11.6	4.7
中学2年生 低所得層以外【n=522】	23.0	62.5	5.9	3.1	5.4	0.2

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

第3節 第1期計画の達成状況

1 評価基準

本節では、令和4年度の評価結果に基づき、第1期計画における取組の進捗状況を整理しています。15項目の指標を設定し、各施策を実施した所管課が進捗状況を3段階で評価しています。

評価区分	基準
A	目標を上回る・もしくは目標達成
B	目標と同程度
C	目標未達成

2 事業評価（概要）

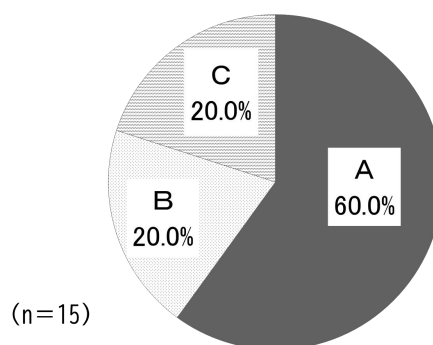
令和4年度までの評価を行った全15項目で見ると、9項目（60.0%）が「A」で、全体の半数以上が目標を「目標を上回る・もしくは目標達成」となっています。

目標別に見ると、「生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます」では「A」評価となっており、進捗状況は良好となっています。一方、「子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます」は「C」の指標が比較的多くなっています。

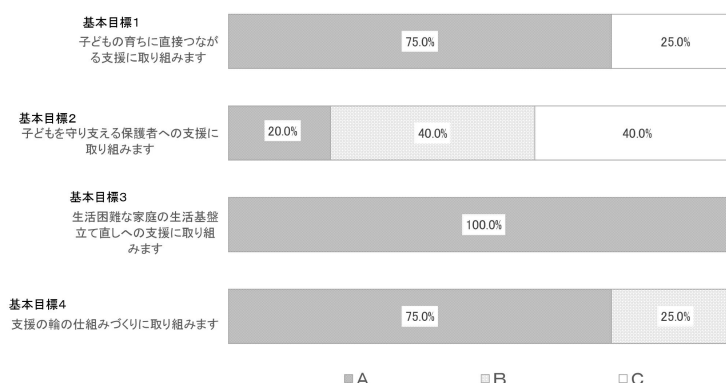
なお、「C」となっているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が全くあるいは一部実施できなかつたり、実施方法を変更したりしたことによるものが多くなっています。

基本目標	指標名	評価
1	乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・4か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	A
	地域寺子屋事業の実施団体数（年間）	C
	子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学3年生と高校3年生が進学した割合	A
	若年者就職相談利用者数（年間）	A
2	ひとり親の交流会の開催数（年間）	B
	ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	B
	子育て支援センターの全体の利用者数（年間）	C
	ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）	A
	要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	C
3	住居確保給付受給者数（年間）	A
	就学援助の啓発回数（年間）	A
4	家庭児童相談受付の件数（年間）	A
	地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	A
	子ども未来応援集会の開催（年間）	B
	気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	A

【指標の達成状況（全体）】



【指標の達成状況（基本目標別）】



3 基本目標の成果

「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します」という基本理念の実現に向け、各事業に取り組んできました。計画期間の成果等は以下のとおりです（一部抜粋としています）。

基本目標1：子どもの育ちに直接つながる支援に取り組めます

施策1-1	子どもの成長支援	特色ある食育の推進、不登校・ひきこもりの子どもへの支援等により、子どもの健全な発達につなげている
<ul style="list-style-type: none"> ●食育に関して、学校給食センター見学・試食会のほか、オンライン交流会を兼ねた中学校給食でのなます料理の提供、学校給食とSDGsを結び付けた献立の開発・食育を通したSDGs啓発など、様々な食に関して学ぶ機会を提供しました。 ●不登校・ひきこもりの子どもへの支援として、学校に通うことが難しい子どもたちを、学習支援や体験活動などを行う少年センターの利用や、家庭訪問によるアウトリーチ支援、スポーツや食事による交流の実施などにつなげたほか、自分で不安要素を克服する「勇者の旅」プログラムを活用するとともに、中1ギャップなどの防止に努めました。 		
施策1-2	子どもの居場所づくり	複数の子どもの居場所の創出のほかに、それぞれの居場所での多様な活動・支援などを行うことで、子どもが安心して過ごせる「居場所」と「時間」を提供している
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの居場所に関わる民間活動との連携方策について検討を進めました。 ●児童館では、体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業のほかに、地域のボランティア等の協力を得て平成31年3月より「ワンダー宿題レスキュー隊」を毎週金曜日に開催し、小中学生を見守り、宿題などをサポートする学習支援の場を提供しました。 ●市内3か所の地域食堂が連携して、令和2年12月によしかわ地域食堂ネットワークが設立され、活動が推進されるとともに、それらの地域食堂が主体的に進める運営に際し、食材寄付の橋渡しや積極的な周知などを図りました。 ●スポーツに関しては、市内在住の子ども（小学4年生から6年生まで）を対象に市内企業チームの試合観戦ツアーを実施するなど、スポーツに触れる機会の提供を始めました。 		
施策1-3	学習・進学支援	生まれ育った環境や背景に左右されることなく、すべての子どもが学習に取り組める環境を整備している
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の経済的な事情で学習塾などに通うことが難しい中学生や高校生などを対象に、学習支援教室を実施しました。 ●「個に応じた多様な教育」「きめ細かな指導」を実現するため、教育支援員を会計年度任用職員として採用することで、少人数指導・個に応じた学習指導の充実を図りました。 ●外国籍等による言葉の問題のある子どもに対し、日本語教室を開催し、日本語をはじめ、日本の文化を教えるとともに、学習者同士やスタッフとのコミュニケーションの場を提供しました。（吉川市国際友好協会との共催事業）また、日本語教室については、開催回数の追加や教室の新設を行いました。 		

施策 1-4	若者支援	継続して若者に対する就労支援を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に「若者支援の在り方検討会議」を設置し、継続して検討を進めました。 ●就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、合同就職説明会や就活セミナーを開催しました。また、第1・3水曜日に就職相談を実施しました。 ●奨学金制度や教育に関する貸付制度、教育資金利子補給金制度を周知するために、保護者メール（Home & School）により、中学3年生保護者に直接案内を送付するほか、ホームページによる受付周知を通して若者の学びを支援しました。 		

基本目標2：子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

施策 2-1	ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親がそれぞれ抱えている様々な課題に対して支援を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする交流機会として、就業支援専門員や、化粧品関連の民間企業を講師に迎え、子どもにかかるお金のはなしとメイク講座を実施しました。 ●母子・父子自立支援員が相談対応を行い、家計管理や養育費の請求等の主訴を明確にしていく中で必要な情報を提供しました。 		

施策 2-3	保護者への養育支援	子どもの養育に係る知識を育むための支援を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ●「ほめて♥はぐくむ子育て講座」を実施することで、家族との上手なコミュニケーション方法を学ぶ機会を提供しました。 ●団体による家庭教育学級のほか、市主催の家庭教育講座を実施しました。 ●月に1回、児童館にて家庭児童相談員による出張相談を実施しました。 		

施策 2-5	児童虐待対策の強化	多様なアプローチにより、支援を必要とする児童や保護者に確実に支援が届くよう取組を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度から利用者支援員を1名配置し、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関の連携強化を図るとともに、適宜、個別ケース検討会議を開催しながら、情報の共有、支援策の検討を進めました。 ●要保護児童対策地域協議会の専門性の向上や要援護者見守りネットワークの事業推進などの視点を捉えて、活動事例の紹介等をテーマとした子ども未来応援集会を開催しました。 		

基本目標3：生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます

施策3-2	子どもに係る費用負担を軽減するための支援	子どものどの成長段階においても生活が継続できるよう、減免等のみならず、前例にとられない多様な手法により支出を抑える活動等を行っている
-------	----------------------	--

- 保護者メール（Home&School）、ホームページにより、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）の一部の援助を行う就学援助制度の普及・啓発を行いました。
- 支出を抑えることにつながるものとして、地域で衣服やおもちゃ、ベビーカー、小物などの交換を行うおさがり交換会が実施されたほか、新たに吉川市社会福祉協議会で制服バトンタッチ事業が展開されました。
- フードバンク活動として、吉川市社会福祉協議会、吉川市民生委員・児童委員などが連携して、夏休みにひとり親家庭等を対象に、子ども未来応援基金を活用しながら、お寺からの寄付を受けた食品（おやつ）を提供しました。

基本目標4：支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

施策4-2	子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進	子どもの貧困に関して持続可能な対策を行うために取り組んでいる
-------	----------------------	--------------------------------

- 吉川市社会福祉協議会と連携して、令和元年度末に社会福祉協議会に子ども未来応援基金を設置し運用を開始するとともに、市民からいただいた寄付金を基に、子ども未来応援基金の継続した運用を図るため社会福祉協議会へ補助金を支出しました。

施策4-3	情報共有・連携体制の強化	子どもの貧困に関して持続可能な対策を行うために取り組んでいる
-------	--------------	--------------------------------

- 子ども未来応援集会として、市民、地域団体、NPO、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組を紹介しながら、情報の共有化を図るなど、持続可能な連携強化を図りました。

施策4-4	気づき、つなげる人材の育成	子どものまわりにいる大人が、子どもの抱える課題や子どもの状況に気づき支援につなげられるような仕組みづくりを行っている
-------	---------------	--

- 子どもの貧困対策、児童虐待対応、ヤングケアラーなど社会問題が続いている中で、教育と福祉との連携強化を図るために、職員、教員等を対象とした合同研修を開催しました。

第4節 子どもを取り巻く課題

1 分野横断的な取組が必要～切れ目ない支援を目指す～

◆ 子どもの成長段階に応じた支援の充実が必要

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正の基本理念において、子どもの年齢等に配慮した支援を行うことが明記されています。

吉川市の生活実態調査でも、家族類型（ひとり親等）やきょうだい数などの子どもの育つ環境をはじめ、子どもの年齢によって直面する課題や保護者の状況が異なることが明らかとなっています。

また、第1期計画では、若者支援の在り方に関する検討を進めてきましたが、引き続き、支援の網から抜け落ちないような取組が必要です。

◆ 困難を抱えた家庭の子どものうち、ヤングケアラー・障がいのある子ども・外国籍の子ども等への支援が必要

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正の基本理念において、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があること等が記載されており、それらを踏まえた包括的な支援が必要とされています。

さらに、社会状況の変化や新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な要因により、困難を抱える家庭や子どもを取り巻く状況の変化（外国籍の子どもの増加、解雇等による保護者の就労状況の変化、保護者の心身における健康状態の悪化、子どもの発達や障がいの課題、ヤングケアラー等）と子どもの貧困との関わりを明確にした上で、包括的に支援できる体制を整えることが必要です。

2 子どもの育ちに直接つながる支援が必要

子どもの成長支援

◆ 子どもが健やかに成長できるよう、一人ひとりの「生きる力」の向上が必要

低所得層における「朝食欠食」の子どもが多くなっています。また、むし歯がある子どもが多いほか、むし歯があるかどうか「わからない」という回答が目立っています。

さらに、コロナ禍の影響による生活習慣の変化や、物価高騰などの社会状況もあいまって、子どもの朝食摂取状況が悪化している傾向が見られ、栄養状態や健康状態については、今後注視していく必要があります。

市では、食育への取組などを通して子どもの成長を支援していますが、生活実態調査の結果を踏まえ、食生活のほかに、身体活動や運動・睡眠・口腔ケアなどといった、いわゆる生活習慣に関して、困難を抱えた家庭の子どもにおける実態の把握と支援が必要です。

子どもの居場所づくり

◆ 子どもが気軽に足を運べ、安心・成長できる場となるような居場所づくりが必要

放課後の過ごし方として、低所得層では習い事をやっている割合が低いなど、様々な経験や学びの機会が欠如していることが考えられます。また、コロナ禍で親以外の大人や友達と話をすることが減少するなど、孤立の状況がうかがわれます。

吉川市において、地域食堂やスポーツに触れる機会など、地域において様々な居場所や機会を提供していますが、地域で展開されている「遊び」を含めた様々な活動を身近に感じ、気軽に足を運べるような取組が必要です。

学習・進学支援

◆ 年齢の低い段階から学習する習慣を身に付けられるような支援や学びの環境整備が必要

生活実態調査をみると、低所得層の子どもでは自身の成績を「下のほう」と捉えたり、平日の勉強時間が少ない傾向であったりしています。

吉川市では、学習支援教室のほか、児童館にて「ワンダー宿題レスキュー隊」を実施しています。さらに、需要が増えたことを受け日本語教室の拡充等を行っています。

成功体験や立ち直りができることの経験を増やすことで、自己肯定感を育み将来に希望が持てるよう、年齢の低い段階から、学習を支える取組の充実が喫緊の課題となっています。

3 子どもを守り支える保護者への支援が必要

子どもの貧困の深刻化予防・保護者の生きる力向上

◆ 「子どもの貧困」をだれもが自分ごととして捉えるための取組や、個別アプローチ及び課題の複合化・深刻化予防のほか、保護者の健康面の支援が必要

保護者については、母親の健康状態が低所得層では低所得層以外と比較するとよくないという回答が多くなっています。また、低所得層では「病気」のために母親が就労できないという結果が出ています。

子どもの貧困の早期対応・深刻化予防の観点から、保護者の健康面を支える、あるいは子どもの貧困の入口となる要因を軽減する取組が今後の課題となります。

育児に関する不安・負担の軽減

◆ 相談体制の充実のほか、困難を抱えた家庭の孤立防止支援が必要

生活実態調査において、子育てについての相談相手・相談先は、低所得層で回答割合が少なく、さらに回答へのばらつきがある中で、特に子どもが小さい段階では「公的機関や市役所の相談員」については低所得層以外よりもやや高い割合となっています。引き続き、適切なアドバイスや支援が行えるよう、職員の資質向上に努める必要があります。

また、同設問において「相談できる相手はいない」も多くなっています。困難を抱えた家庭が孤立しないような地域づくりを行うとともに、アウトリーチによる支援も必要です。

4 家庭の生活基盤の安定への支援が必要

子どもに係る費用負担の軽減

◆ 支出を抑えるための活動の継続・充実のほか、制度や支援活動の利用促進が必要

就学援助制度の認定率が微減傾向である点、教育資金利子補給金の利用が毎年10人程度である点をふまえ、家庭における子育てに係る負担を軽減し、子どもが進路に関する夢や希望をあきらめないで済むような補助・免除に係る制度等の周知・利用促進が必要です。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」において、経済的支援のほかに現物給付がより直接的であること等をふまえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく旨が記載されています。吉川市では既に、支出を抑える地域の活動や譲渡・リユースによる支援について、費用負担軽減に貢献する施策として計画に位置付けていることが特徴です。第2期計画においても、意欲的に行われている活動を引き続き推進し活動を浸透させる必要があります。

5 支援の輪の仕組みづくりが必要

気づき、寄り添い、つながる伴走型支援

◆ 支援が確実に届く情報発信やアウトリーチなどによる施策の効果向上が必要

子育てに関する市の取り組みの利用について、利用状況は所得の状況で大きな差は見られませんが、利用したことがない理由として「低所得層」の家庭では「サービスを知らない」を挙げている割合が低所得層以外と比べて高くなっている項目が多くなっていることから、支援が必要な家庭への周知が課題となっています。

子育て支援に関する情報入手方法については、低所得層では、積極的に情報入手を行っていない状況がうかがわれるため、自然と目に入ってくるような仕掛けや効果的な周知が必要と考えられます。

連携体制の強化

◆ 庁内連携の更なる強化と、多様な主体の協働・連携による取組の推進が必要

「子供の貧困対策に関する大綱」等において、子どもの貧困対策について、対象や支援の範囲が広がっているほか、背景が複雑化・複合化していることを踏まえ、地域福祉、児童福祉、障がい福祉、保健福祉及び医療、男女共同参画・文化交流等との協力・連携体制を強化するとともに、情報共有を引き続き行っていく必要があります。

市において、社会福祉協議会をはじめ、様々な関係団体等による子どもの貧困対策に関わる活動が進められていますが、教育機関をはじめ、関係団体、地域、事業者等に対する意識啓発と、多様な地域人材による協働・連携により、気づきから支援につなげたり、事業を推進したりする必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、第1期吉川市子どもの貧困対策推進計画の基本理念を踏襲し、すべての子どもが安心して日々を送り、自分の将来に希望が持てる社会の実現を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

**「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、
子どもの貧困を見逃さず、
であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ
子どもたちを応援します。」**

であう

意味ある「人」との出会いは、子どもの心の成長に大きく影響を与えます。

信頼できる地域の人々や、憧れや自分にとって模範となるロールモデルに出会う機会を広げ、多様な学び・遊びや体験を積んで、「自己肯定感」や「やり抜く力」を育ててい

きづく

周囲が子どもの困難さに気づくことが、子どもを負の連鎖から救い出すチャンスとなります。

特に学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもと日常的に接する教員や保育士、職員などが、子どもの困難さに「気づく目」を持ち、その困難さを理解し寄り添うことが重要

つながる

孤立を解消させるために、支援者が手を差し伸べるアウトリーチによる信頼関係づくりが必要です。まずは、支援者をつながることが、子どもの未来への懸け橋となります。

また、支援者同士もつながることで、支援の力は強く大きくなることから、支援者も「つながる」を意識しながら、支援の輪を広げていくこ

つなぐ

支援が必要な人に支援が確実に届くように、支援者は、関係機関と連携しながら適切な支援を調整し案内するとともに、直接サポートするなど、伴走型の支援が重要です。

また、学校現場などの教育と福祉との連携を強化し、きめ細やかな対応を図りながら、問題を顕在化させ、解決に向けて取り組むことが重

第2節 基本目標

基本目標1

子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

【めざす姿】

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

基本目標2

子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

【めざす姿】

困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

基本目標3

家庭の生活基盤の安定への支援に取り組みます

【めざす姿】

家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

基本目標4

支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

【めざす姿】

地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

第3節 施策の体系

基本理念

すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、
 であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。

基本目標	施策	取組
1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます	1-1 子どもの成長支援	(1) 子どもの健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 成長段階に応じた命や性に関する教育の充実 (4) ひとり親家庭の子どもへの支援 (5) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (6) 子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進
	1-2 子どもの居場所づくり	(1) 子どもの居場所の創出 (2) 児童館の運営 (3) 保育所や学童保育室での保育提供 (4) 地域寺子屋への支援 (5) 放課後子ども教室の実施 (6) スポーツに触れる機会の提供 (7) 図書館の運営 (8) 身近な公園の整備 (9) 地域食堂との連携
	1-3 学習・進学支援	(1) 子どもへの学習支援 (2) ICT教育の推進 (3) 学校における教育充実・学力向上支援 (4) 外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援
	1-4 若者支援	(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援 (2) 若者支援の在り方の検討 (3) ひきこもり等への支援 (4) 若者の進学支援
	1-5 多様な背景を踏まえた支援	(1) 障がい児施策の充実 (2) ヤングケアラーへの支援 (3) 無園児に関する支援
2 子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます	2-1 ひとり親家庭等に対する支援	(1) ひとり親への就労支援 (2) 就労に有利な資格取得の促進 (3) ひとり親の交流機会の創出 (4) 母子・父子自立支援員の配置 (5) 家計管理や養育費確保の支援
	2-2 保護者への就労支援	(1) 就労支援に関する相談支援・情報提供の充実 (2) 資格取得や能力開発の支援
	2-3 保護者への養育支援	(1) 乳児家庭全戸訪問の実施 (2) 愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進 (3) 子育て支援センター事業の推進 (4) 父親の意識向上や育児参加の推進 (5) 養育・教育に関する支援 (6) 家庭児童相談員の配置 (7) 保護者の健康の確保
	2-4 育児に関する不安・負担の軽減	(1) 産前・産後ヘルプサービス事業の推進 (2) ホームスタート事業の推進 (3) ファミリー・サポート・センター事業の推進 (4) 緊急サポート事業の推進 (5) 児童ショートステイ事業の推進 (6) 一時保育運営事業の推進 (7) 病児・病後児保育事業の推進 (8) 情報の集約と情報発信の充実・強化
	2-5 児童虐待対策の強化	(1) 相談体制・啓発等の充実 (2) 安全確認が必要な児童の把握 (3) 児童虐待に係る関係機関の連携強化 (4) 要保護児童対策地域協議会の専門性向上 (5) 要保護者見守りネットワーク事業の推進

基本目標	施策	取組
3 家庭の生活基盤の安定への支援に取り組めます	3-1 住居確保の支援	(1) 住居確保給付金の支給 (2) 公的住宅等に関する入居相談 (3) 転宅等に関する資金の貸付
	3-2 子どもに係る費用負担を軽減するための支援	(1) 児童手当の支給 (2) 子ども医療費の支給 (3) 就学援助金の支給 (4) 児童扶養手当の支給 (5) ひとり親家庭等医療費の支給 (6) 生活保護費の支給 (7) 税金等の軽減・免除 (8) 多子世帯・ひとり親世帯・障がい児のいる世帯の保育料減免 (9) 経済面の相談支援 (10) 支出を抑える地域の活動支援 (11) 学生服等のリユース促進 (12) フードバンク等の活動促進
4 支援の輪の仕組みづくりに取り組めます	4-1 気づき、寄り添い、つながる伴走型支援	(1) 子育て世代包括支援センターの運営 (2) 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実 (3) 生活相談支援窓口における支援 (4) 相談体制の充実
	4-2 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進	(1) 地域の「気づく目」創出への啓発 (2) 身近なロールモデルの創出 (3) 民生委員・児童委員への支援 (4) 新たな地域活動の立ち上げ支援 (5) 子ども未来応援基金の運用
	4-3 情報共有・連携体制の強化	(1) 関係機関の連携強化による妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 (2) 学校を窓口とした相談支援の充実 (3) 子ども未来応援集会の開催 (4) 子育て応援ガイドブックの作成 (5) すべての子ども・保護者への啓発と理解促進
	4-4 気づき、つなげる人材の育成	(1) 職員、教員への研修実施 (2) 支援マニュアルの活用

第4章

施策の展開

▶ 基本目標のめざす姿

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

課題

✓ 子どもが健やかに成長していくための支援が必要

子どもの朝食の摂取状況等について、低所得層において「朝食欠食」の子どもが多くなっているほか、むし歯のある子どもの割合が高くなっていること等から、生活習慣の習得が難しいことにより、健やかな心身の発達に影響を与えてしまうことが懸念されます。

✓ 子どもが安心して過ごせる居場所と成長できる機会が必要

低所得層は放課後に習い事に通っている割合が低く、自宅で子どもだけで過ごしたり、夕ご飯をひとりで食べたりしている子どもが見受けられることから、経験や学び、運動、遊びの機会が不足していることが考えられるほか、子どもが家庭で長い時間ひとりで過ごし、孤立してしまっている状況がうかがえます。

✓ 安心して学習に取り組める環境が必要

自分自身の学校での成績について、「下のほう」と捉える割合が高く、また、平日の学校以外での勉強時間が低所得層では少ない傾向があるほか、コロナ禍において授業内容の理解度が低下している状況がみられることから、学習に取り組む習慣づけ・動機づけや環境が整っていないなど課題がある状況がうかがえます。

✓ 若者が支援の輪から抜けられないための支援が必要

子どもに係る義務教育までの相談窓口は教育や福祉の分野で多くあるのに対し、義務教育後については支援が少なく、ひきこもり等の課題と合わせ、社会とのつながりが弱くなってしまったり、孤立してしまったりする状況がうかがえます。

✓ 多様な背景の子どもへの支援が必要

貧困に加え、障がいの有無、家族の日常的な家事や世話による子どもへの負担、年中以降で幼稚園・保育園等に入園していない状況など、子どもが置かれている状況は多様であり、課題が複合化すると、子どもを取り巻く環境が深刻化する傾向にあります。

施策早見表

施策	取組
1-1 子どもの成長支援	(1) 子どもの健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 成長段階に応じた命や性に関する教育の充実 (4) ひとり親家庭の子どもへの支援 (5) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (6) 子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進
1-2 子どもの居場所づくり	(1) 子どもの居場所の創出 (2) 児童館の運営 (3) 保育所や学童保育室での保育提供 (4) 地域寺子屋への支援 (5) 放課後子ども教室の実施 (6) スポーツに触れる機会の提供 (7) 図書館の運営 (8) 身近な公園の整備 (9) 地域食堂との連携
1-3 学習・進学支援	(1) 子どもへの学習支援 (2) ICT教育の推進 (3) 学校における教育充実・学力向上支援 (4) 外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援
1-4 若者支援	(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援 (2) 若者支援の在り方の検討 (3) ひきこもり等への支援 (4) 若者の進学支援
1-5 多様な背景を踏まえた支援	(1) 障がい児施策の充実 (2) ヤングケアラーへの支援 (3) 無国籍児に関する支援

施策1-1 子どもの成長支援

指標

指標名	当初値	目標値
乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・4か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	100% (2022年度)	100% (2028年度) ※100%の継続維持をめざします

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	子どもの健康の確保	●健康診断や家庭訪問、相談事業を通じ、育児（環境）について保護者が理解できるよう、個別性に応じたアプローチを行います。	継続 健康増進課
		●歯科健診の受診や歯科保健指導により、歯科口腔保健を推進します。	継続 健康増進課
		●小中学校で取り組んでいる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を通して、望ましい健康的な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。	継続 学校教育課
2	食育の推進	●吉川版食事バランスガイドをもとに個人にあった健全な食生活が送れるよう、パパママ学級や乳幼児健康診査、その他健診受診者へ栄養指導を行います。	継続 健康増進課
		●学校栄養職員による栄養バランスに配慮した食生活、年齢等に応じた食事量の摂取の重要性について、食育授業又は給食指導を通じて啓発を図ります。	継続 教育総務課 学校教育課
		●学校給食センターでの体験型栄養学習システムを活用した栄養バランスチェックや、学校給食で郷土食であるなます料理の提供などを通して、食に関して学ぶ機会を提供します。	継続 教育総務課
3	成長段階に応じた命や性に関する教育の充実	●教科横断的な視点で、各教科等で学んだ命や性に関する知識を、行事等で活用していくことで、子どもたちが正しい知識を得て、それを活用できるよう指導していきます。	継続 学校教育課
		●専門分野の講師による講義や体験的な講座を通して、実感をもって命や性に関する知識を得ることができるようしていきます。	継続 学校教育課
4	ひとり親家庭の子どもへの支援	●ひとり親家庭の子どもが、大人との交流を通じて、「応援してくれる大人がいる」ということを肌で感じ、知ってもらうとともに、より良い学校生活や子ども自身の将来につながる交流の場となることを期待し、創作活動などを通じた交流を実施します。	継続 子育て支援課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

No.	取組	取組の内容	担当部署	
5	不登校・ひきこもりの子どもへの支援	●学習支援や体験活動などを行う教育支援センターや、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り、自己肯定感を高め、自信が持てるよう支援します。	継続	学校教育課
		●自分で不安要素を克服するプログラムを進めながら、中1ギャップなどの防止に努めます。	継続	学校教育課
		●教育センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーの援助技術や資質の向上を図るとともに、教育センターが核となって関係機関との連携を図り、相談内容の解決を目指します。	継続	学校教育課
6	子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進	●補導パトロールやあいさつ運動、安全指導、帰宅指導などを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、犯罪被害の防止を図ります。	継続	学校教育課
		●子どもたちの下校時間や、子どもたちが集まりやすい場所を中心に、継続して見守りを行います。	継続	学校教育課

コラム

年間を通していろいろな行事を行います。

「教育支援センター」とは？

教育支援センター「宇宙（そら）」では、不登校の状態または傾向のある児童生徒に対し、学習や体験を通して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等、社会的自立に向けた支援を行っています。

時間割

月曜日から金曜日：9:00～14:00

入室を希望する方の見学については、事前に電話連絡をしてください。

学校教育課 教育センター

電話：048-981-3863（直通）



※「担当部署」の名称は、2024（令和6）年度からの組織改正（予定）を反映しています。（以降、同じ）

施策1-2 子どもの居場所づくり

指標

指標名	当初値	目標値
地域寺子屋事業の実施団体数（年間）	0回 （2022年度）	7か所 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	子どもの居場所の創出	●市民交流センターおあしすや中央公民館など既存の公共施設や空き家などを活用して、気軽に立ち寄ることができ、利用しやすいと思える子どもの居場所や体験の場の創出に向けた検討を行います。	継続 子育て支援課
		●地域における新たな子どもの居場所の創出に向けた動きとの連携を図ります。	継続 子育て支援課
2	児童館の運営	●体力増進や情操の養成に関する事業を実施し、児童の健全育成を援助します。また、困難を抱える家庭を孤立から防ぐため、子育て相談事業の実施や子育ての悩みを当事者同士で共有し、交流を図ることができる場を提供します。	継続 子育て支援課
		●配慮や支援が必要と思われる子どもについて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携を図ります。	継続 子育て支援課
		●地域の住民や学生ボランティアなどの協力を得て、放課後に来館する児童を見守り、宿題をサポートするなど学習支援の場を提供します。	継続 子育て支援課
3	保育所や学童保育室での保育提供	●保育サービスの提供により、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。	継続 保育幼稚園課
		●保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュが保護者一人ひとりに寄り添った相談を行うなど、きめ細やかに対応することで、良質かつ適切な保育を提供します。	継続 保育幼稚園課
4	地域寺子屋への支援	●夏休みなど長期休暇期間や土日祝日の子どもの遊びや勉強の場をつくり、地域の子どもの地域の大人が見守ることで、世代間の交流が進み、地域の活性化が図られる「地域寺子屋」の開催を支援します。	継続 生涯学習課

No.	取組	取組の内容	担当部署
5	放課後子ども教室の実施	●放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、「志を持った子どもたちを育てる」という理念の下、予習・復習等の学習活動や、スポーツ・文化活動の体験活動等のプログラムを行う「放課後子ども教室」を実施します。	継続 生涯学習課
6	スポーツに触れる機会の提供	●スポーツに触れる機会を通して、いつでも周囲に相談でき、多様なつながりをつくることで、地域の中での居場所づくりのきっかけをつくります。	継続 スポーツ推進課
		●トップアスリートによるスポーツ教室の実施や、スポーツ観戦の機会を提供することにより、子どもがスポーツに夢と希望を持って成長するきっかけづくりを行います。	継続 スポーツ推進課
7	図書館の運営	●読書推進や「おはなし会」（読み聞かせ）の実施により、心の育成を支援するほか、リソースや知識の収集・蓄積・提供の機能の整備・充実及び情報公開・情報発信を行います。	継続 生涯学習課
		●読書及び映像・音楽の視聴、学習活動のできるスペースや、新たな出会いの場となる、10代の若者向けの自由なコーナーとして「YA（ヤングアダルト）コーナー」を設けるなど、居場所となる空間を複数提供します。	継続 生涯学習課
8	身近な公園の整備	●関公園に設置したASE施設で活動することにより子どもたちの非認知能力の向上を図ります。	継続 都市計画課
		●公園再生プロジェクトを展開するとともに、公園内の老朽化した遊具や施設の修繕、樹木などの剪定、伐採を行い、子どもたちが安全・安心して遊べるよう適切な維持管理に努めます。	継続 都市計画課
9	地域食堂との連携	●地域食堂が地域に根差した活動ができるよう、地域食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子どもにとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。	継続 子育て支援課

コラム

「児童館」に行ってみよう！

未来を担う子どもたちのための施設。遊びや行事を通して子どもの健全な育成を図るとともに、宇宙を身近なものとして接する場のプラネタリウムを設けています。

開館 9～17時（夏休み中は18時まで）※月曜日等は休館
児童館ワンダーランド

電話：048-981-6811

ステキな仲間と出会える場です



施策1-3 学習・進学支援

指標

指標名	当初値	目標値
子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学3年生と高校3年生が進学した割合	100% (2022年度)	100% (2028年度)

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	子どもへの学習支援	● 家庭の経済的な事情で学習塾などに通うことが難しい中学生や高校生などを対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。	継続 地域福祉課
		● 中学生と高校生を対象とした学習支援教室について、小学生の時期における学習でのつまずきから早期に脱却できるよう、小学生にも支援対象を拡大し、学習支援を行います。	拡大 地域福祉課 子育て支援課
		● 子どもの日常的な生活習慣の確立や居場所の提供、家庭訪問による相談などにより、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	継続 地域福祉課
2	ICT教育の推進	● ICTの活用により、児童生徒の主体的な学習活動、非認知能力の向上を支援します。	継続 学校教育課
3	学校における教育充実・学力向上支援	● 児童生徒が確実に学力を身につけ、自信を持って学校生活を送ることができるように、学校に教育支援員を派遣し、教員の指導力向上を図ります。	継続 学校教育課
		● 「個に応じたきめ細かな指導」を実現するため、少人数指導など学習指導の充実を図ります。	継続 学校教育課
4	外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援	● 言葉の問題による就学困難や就労困難を防ぐため、日本語の習得支援として日本語教室の開催や、学校において外国籍の児童・生徒に対する日本語学習支援を行います。	継続 学校教育課

施策1-4 若者支援

指標

指標名	当初値	目標値
就職相談利用者数（年間）	45人 （2022年度）	60人 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	若者支援を担う関係機関との連携による就労支援	●就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な方に対し、合同就職面接会や就職活動セミナーなどの機会を設けます。また自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら就労を支援します。	継続 子育て支援課 商工課
		●高等学校の中途退学を事前に防ぐため、高等学校の教員やスクールソーシャルワーカーとの連携強化を図るとともに、必要な支援を適切に関係機関へつなぐことができるよう、社会的養護の視点から関係機関とのネットワークの構築に努めます。	継続 子育て支援課
		●就労に関する関係機関との連携を図りながら、若年者就職相談を行います。	継続 子育て支援課 商工課
2	若者支援の在り方の検討	●働くことへの悩みがある、コミュニケーション能力に自信がない、引きこもりがちであるなどで、悩みを抱える若者への支援の在り方の検討を進めます。	拡大 子育て支援課 地域福祉課 商工課
3	ひきこもり等への支援	●様々なネットワークの中からひきこもりがちな若年者を早期発見し、関係性を構築しながら自立に向けた支援を行います。	新規 地域福祉課
4	若者の進学支援	●教育資金利子補給金制度の周知などにより、若者の学びを支援します。	継続 教育総務課

コラム

「アクアパーク」はどのようなところ？

令和5年度にアクアパークのバスケットボールコートがアートでリノベーションされました。

バスケットコートとスケートボード場があり、思う存分、楽しめます。

若者が集う場所があります



施策1-5 多様な背景を踏まえた支援

指標

指標名	当初値	目標値
巡回支援を受けた子どもの数（年間）	52人 （2022年度）	120人 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	障がい児施策の充実	●障がい児等（発育・発達に心配があり療育が必要な児童も含む。）が、早期に療育を受けられるよう、関係機関と連携しながら早期発見から支援につなげる支援体制の充実を図ります。また、家族への負担軽減を図り、家庭での良好な親子関係を形成するために、相談支援やペアレントトレーニング等の支援を行います。	新規 障がい福祉課 健康増進課
2	ヤングケアラーへの支援	●家族の世話に追われる子どもについて、関係部署・関係機関間の情報共有により状況を把握するとともに、継続的な支援に向けて連携を図ります。	新規 子育て支援課 学校教育課
3	無園児に関する支援	●国が検討を進めている新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の内容を踏まえ、現行の幼児教育・保育給付認定が受けられない無園児が就園できる体制づくりを検討します。	新規 保育幼稚園課 障がい福祉課

コラム

「ヤングケアラー」、ご存知ですか？

「ヤングケアラー」とは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

家事等に割く時間が多いため、勉強や自由な時間が削られてしまうことが多くあります。

近年は、社会的な課題として認知され始めており、支援のニーズが高まっています。

聞いたことはあるけれど

ヤングケアラーとは、例えばこんなことたちです



▶ 基本目標のめざす姿

困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

課題

✓ ひとり親家庭等に対する支援が必要

ひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合が約半数となっていることから、経済的自立が難しく、就労・生活について困難を抱えやすくなっていることがうかがえます。

✓ 保護者への就労支援が必要

母親の就労状況は、「低所得層」で正社員・正規職員の割合が低いほか、「働いていない」割合も高くなっており、生活困難な状況から抜け出せない状況となっていると考えられます。

✓ 保護者への養育支援が必要

養育に係る知識・経験の不足や、支援やサービスをうまく活用できず孤立し不安や悩みを抱えていることに加えて、「低所得層」の母親で健康状態が「よくない」傾向の割合が高いといった結果からもうかがえるように、保護者の健康状態等が変化することなどにより、課題が複雑化することがうかがえます。

✓ 育児に関する不安や負担の軽減が必要

子育てに関する保護者が抱える悩みでは、子育てにかかる費用の不足が多くなっていることから、補助のほかに各家庭での支出を抑える取組が求められます。また、「低所得層」において子育てに関する市の取組について、取組・サービスの内容を知らないと回答する方が一定数いることから、情報が必要な人に確実に届いていないことがうかがえます。

✓ 児童虐待防止対策の強化が必要

虐待の種別が多様化しているとともに、コロナ禍における利用・外出控えや地域からの孤立等により虐待が潜在化している面もあることから、支援や対応を必要とする子どもや保護者に対して早期かつ確実に支援の手が届く体制のあり方が課題となっています。

施策早見表

施策	取組
2-1 ひとり親家庭等に対する支援	(1) ひとり親への就労支援 (2) 就労に有利な資格取得の促進 (3) ひとり親の交流機会の創出 (4) 母子・父子自立支援員の配置 (5) 家計管理や養育費確保の支援
2-2 保護者への就労支援	(1) 就労支援に関する相談支援・情報提供の充実 (2) 資格取得や能力開発の支援
2-3 保護者への養育支援	(1) 乳児家庭全戸訪問の実施 (2) 愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進 (3) 子育て支援センター事業の推進 (4) 父親の意識向上や育児参加の推進 (5) 養育・教育に関する支援 (6) 家庭児童相談員の配置 (7) 保護者の健康の確保
2-4 育児に関する不安・負担の軽減	(1) 産前・産後ヘルプサービス事業の推進 (2) ホームスタート事業の推進 (3) ファミリー・サポート・センター事業の推進 (4) 緊急サポート事業の推進 (5) 児童ショートステイ事業の推進 (6) 一時保育運営事業の推進 (7) 病児・病後児保育事業の推進 (8) 情報の集約と情報発信の充実・強化
2-5 児童虐待対策の強化	(1) 相談体制・啓発等の充実 (2) 安全確認が必要な児童の把握 (3) 児童虐待に係る関係機関の連携強化 (4) 要保護児童対策地域協議会の専門性向上 (5) 要保護児童見守りネットワーク事業の推進

施策2-1 ひとり親家庭等に対する支援

指標

指標名	当初値	目標値
ひとり親の交流会の開催数（年間）	3回 （2022年度）	4回 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	ひとり親への就労支援	●ひとり親家庭の自立を目的として、様々な情報を効果的に得ることができるよう、就職相談会や就職支援セミナーを実施します。	継続 子育て支援課
2	就労に有利な資格取得の促進	●就労に有利な資格や技能を習得し、安定した収入につなげるため、ひとり親家庭の母または父を対象に高等職業訓練促進給付金などの給付を行います。	継続 子育て支援課
		●高等学校を卒業していない等のひとり親家庭の親とその子ども（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合に、認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給します。	継続 子育て支援課
3	ひとり親の交流機会の創出	●ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする交流機会を創出し、ひとり親家庭の情報交換や交流の促進を図ります。	継続 子育て支援課
4	母子・父子自立支援員の配置	●母子・父子自立支援員が電話相談や来所相談などにより、様々な問題について、ともに考え、伴走型の支援を行います。	継続 子育て支援課
		●ひとり親に対する効果的な情報提供のあり方を検討し、相談しやすい体制を構築するほか、個々の状況に応じてきめ細やかに対応します。	継続 子育て支援課
5	家計管理や養育費確保の支援	●家計管理や養育費の請求など、必要な手続きに関して情報提供などの支援を行います。	継続 地域福祉課 子育て支援課
		●養育費等に関する専門機関からの助言を受けながら、相談業務に活かし対応します。	継続 子育て支援課
		●養育費に関する手引きやリーフレットを配布、配架し、周知を図ります。	継続 子育て支援課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

施策2-2 保護者への就労支援

指標

指標名	当初値	目標値
ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	4回 （2022年度）	8回 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	就労支援に関する相談支援・情報提供の充実	●ハローワークなど関係機関と連携し、就職相談の実施、就職セミナーの開催、求人情報の提供などを行います。	継続 子育て支援課
		●相談員が生活や仕事の悩みに耳を傾け、生活の安定や就労などの問題の解決に向けて寄り添って支援を行います。	継続 子育て支援課
		●多様な働き方を推進し、就職活動相談において就職活動の支援と情報提供の充実を行います。	継続 商工課
2	資格取得や能力開発の支援	●ひとり親家庭の母または父が、資格取得のために養成機関などで半年以上修業する場合に給付金を支給します。	継続 子育て支援課
		●ひとり親家庭の母または父が、就労と経済的自立に、より繋がりやすい看護師などの資格、技能を身に付けるために教育訓練を受けている間、給付金を支給します。	継続 子育て支援課

コラム

ひとり親家庭の方へ

ひとり親家庭の就職に役立つ資格取得を応援します！



自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の方の就労を促進するため、事前に就労相談をして指定された講座を受講した場合、受講修了後に受講料の一部を支給する制度です。
高等職業訓練促進給付金	指定の資格を取得するため、一定期間以上のカリキュラムのある養成機関に通う間、所得に応じて給付金が支給されます。
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の方の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職に繋げるため、事前に相談をして指定を受けた、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座を受講した場合、その受講費用の一部を支給します。

施策2-3 保護者への養育支援

指標

指標名	当初値	目標値
子育て支援センターの全体の利用者数 (年間)	16,674人 (2022年度)	26,000人 (2028年度)

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	乳児家庭全戸訪問の実施	●保護者が安心・安全に子育てできるよう、保健師や助産師などが生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供などを実施します。	継続 健康増進課
2	愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進	●ヘルパーが家事や育児の援助などを行う産前・産後ヘルプサービス事業や、家庭訪問型のホームスタート事業などを通じて、保護者の出産・育児への不安を取り除きます。	継続 子育て支援課
		●乳幼児期に、保護者が愛着形成を基礎として子どもと関わることができるよう、子育てサークルや子育て支援センターなどでの交流を促進します。	継続 子育て支援課
		●妊娠期や乳幼児期の様々な相談場面を通じて、保健師などによる支援を行います。	継続 健康増進課
		●子どもの問題行動に対処できるように、家族との上手なコミュニケーション方法を学べる子育て講座を、定期的で開催します。	継続 子育て支援課
3	子育て支援センター事業の推進	●子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。	継続 子育て支援課
4	父親の意識向上や育児参加の推進	●出産を控えた父親・母親を対象とした妊娠・出産に関する知識を学ぶパパママ学級を開催します。	継続 健康増進課
		●父親向けの育児講座を含めたパパママ学級を開催します。	継続 健康増進課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

No.	取組	取組の内容	担当部署
5	養育・教育に関する支援	●子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助、保健師による養育支援訪問を行います。	継続 子育て支援課 健康増進課
		●小学校PTAや幼稚園・保育所等の保護者会が開催する「家庭教育学級」に補助金を交付するとともに、家庭教育に関する学習機会として「家庭教育講座」を開催します。	継続 生涯学習課
6	家庭児童相談員の配置	●子育てをしている保護者の悩みや不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	継続 子育て支援課
		●児童館などで行う出張相談の場所や日程など、相談の実施方法や体制の充実を図ります。	継続 子育て支援課
7	保護者の健康の確保	●母子保健事業を推進するとともに、保護者に対し、望ましい生活習慣・運動習慣や食育等の大切さについて知る機会を提供します。また、保護者のセルフケア能力向上に向け、必要なときに適切に医療機関を受診するよう、普及啓発を行います。	新規 健康増進課

コラム

親子でゆっくり過ごしたりおもちゃで遊んだり

「子育て支援センター」はどんなところ？

親子でいろいろな体験ができる場です。
 お子さん連れの仲間と出会える場です。
 子育て情報（地域・幼稚園・保育所など）がある場です。
 市内に3か所あります。



名称	所在地	電話番号
吉川市子育て支援センター 「ひまわりの丘」	吉川市きよみ野 1-1 (市民交流センターおあしす内)	048-984-6377
中央子育て支援センター 「ぴこの森」	吉川市吉川団地 1-7-106 (吉川団地名店街内)	048-971-8865
美南子育て支援センター 「美南の風」	吉川市美南 4-17-3 (美南小学校敷地内)	048-983-5267

施策2-4 育児に関する不安・負担の軽減

指標

指標名	当初値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）	280人 （2022年度）	300人 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	産前・産後ヘルプサービス事業の推進	●妊婦中や出産後1年未満の児童を養育する保護者に対して、ヘルパーが家庭へ出向き、家事や育児の援助を行います。	継続 子育て支援課
2	ホームスタート事業の推進	●研修を受けた地域ボランティア（ビジター）が妊婦や未就学児のいる家庭を訪問し、話を聴いたり一緒に家事や育児をしたりすることで、子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支援します。	継続 子育て支援課
3	ファミリー・サポート・センター事業の推進	●小学校6年生までの子どもを持つ子育て家庭を対象として、保育園、幼稚園、学童保育室への送迎や、送迎後の一時預かりなど、子育てのために必要な援助を協力会員が保護者に代わって行います。	継続 子育て支援課
		●保育園、家庭保育室、病児・病後児保育室、学童保育室、緊急サポートセンター、子育て支援センターなどと連携し、調整を円滑に図りながら地域における子育てを支援します。	継続 子育て支援課
4	緊急サポート事業の推進	●病児・病後児の預かり、早朝・夜間などを含む緊急時や、宿泊を伴う児童の預かりなどの援助を行います。	継続 子育て支援課
5	児童ショートステイ事業の推進	●社会的事由によって家庭における児童の養育が困難となった3歳未満の児童の養育を一時的に行います。	継続 子育て支援課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

No.	取組	取組の内容	担当部署
6	一時保育運営事業の推進	●保護者の就労や出産などにより、一時的に保育が必要な乳幼児を保育します。	継続 保育幼稚園課
7	病児・病後児保育事業の推進	●児童が病気または病気の回復期にあり、医療機関に入院する必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設などに通所できないときに、専用施設内において一時預かりを行います。	継続 保育幼稚園課
8	情報の集約と情報発信の充実・強化	●広報紙、市公式ホームページなどによる情報発信の充実を図ります。	継続 子育て支援課 健康増進課
		●SNSやアプリケーションなどを活用し、効果的な情報発信を行います。	継続 子育て支援課 健康増進課

コラム



困ったとき、頼ってください

子どもを一時的にお預かりする事業、複数あります。

保育所での一時預かり保育（お問い合わせ：保育幼稚園課 048-982-9528）

週3日以内の仕事や冠婚葬祭等の事情により、家庭での保育が困難な乳幼児を一時的に保育するサービスです。事前の登録・面接が必要です。

病児・病後児保育（お問い合わせ：保育幼稚園課 048-982-9528）

対象は、生後3か月から小学校3年生までのお子さんです。事前登録・利用時の電話予約が必要です。

児童ショートステイ（お問い合わせ：子育て支援課 048-982-9529）

対象は、3歳未満のお子さんです。利用希望の際は、事前に子育て支援課にご相談の上、お申し込みください。

ファミリー・サポート・センター（お問い合わせ：子育て支援課 048-982-9529）

対象は、0歳から小学6年生のお子さんで、利用時間は6時～20時です。利用するには、入会説明会を受講し、会員登録が必要です。

緊急サポート（お問い合わせ：子育て支援課 048-982-9529）

対象は、0歳から小学6年生のお子さんです。宿泊を伴った預かりも行います。事前登録が必要です。

施策2-5 児童虐待対策の強化

指標

指標名	当初値	目標値
要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	32回 （2022年度）	45回 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	相談体制・啓発等の充実	●支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整、相談、家庭訪問などを通じて支援を行います。	継続 子育て支援課
		●市民まつりや子育て講座などにおいて、幅広く児童虐待防止に向けた啓発を行います。	継続 子育て支援課
		●夫婦、家庭、自分の生き方などの悩みについて、女性総合相談や法律相談等の市民相談を行います。また、配偶者等からの暴力被害に関しては、専門の相談、情報提供、専門的助言、関係機関との連携をします。さらに、一時保護等の被害者の安全確保及び、被害者の生活の自立に向けて支援します。	継続 市民参加推進課
2	安全確認が必要な児童の把握	●健康診査の未受診者、未就園児、不就学児などの実態の把握に努め、未受診児（家庭）への受診勧奨や家庭への支援体制の構築につなげます。	継続 子育て支援課 健康増進課
3	児童虐待に係る関係機関の連携強化	●支援が必要とされる児童や保護者を適切な支援につなげていくため、複数の関係機関による連携を強化します。	継続 子育て支援課
		●情報の共有化を通じて、各関係機関の役割分担について共通理解を進めます。	継続 子育て支援課 関係各課
4	要保護児童対策地域協議会の専門性向上	●関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、必要な協議、検討を行い、支援策を講じます。	継続 子育て支援課
		●要保護児童対策地域協議会において、調整機関に児童福祉司などの専門職を配置するなど、適切に対応できる体制を構築します。	継続 子育て支援課
		●職員の技能・資質の向上を図るため、専門職員研修などの受講に努めます。	継続 子育て支援課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

No.	取組	取組の内容	担当部署
5	要援護者見守りネットワーク事業の推進	●市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立などの恐れのある家庭の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害などを未然に防ぐ対策を行います。	継続 子育て支援課
		●市民に対し見守りの理解を広げ、重層的な見守り体制を構築します。	継続 子育て支援課

コラム

虐待かな？と思ったら・・・

地域の目で、支援につなぐ。

「毎日のように怒鳴り声や子どもの泣き声がする。」「小さい子が、暗くなってもいつも一人であるみたい。」虐待の確信はなくても、虐待かもと思ったら通告してください。その情報が間違いでも、通告者に責任や罰則はありません。匿名の通告でも受け付けられます。

※通告とは、市役所子育て支援課や児童相談所に連絡することです。

※通告は、「いいつけ」ではなく、子育てに悩んでいる親への支援のきっかけです。

関係機関	電話番号
市役所子育て支援課	048-982-9529
草加児童相談所	048-920-4152
児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく）（24時間365日受付）
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171（24時間365日受付）

▶ 基本目標のめざす姿

家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

課題

✓ 安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要

経済的困難を抱える家庭、特に、ひとり親家庭では、手取りの年収が200万円台以下の世帯が一定程度いることから、生活費の多くを占める家賃などへの支出が困難な状況となることが予測されます。

✓ 子どもに係る費用負担を軽減するための支援が必要

きょうだいの数や、子どもの年齢、子どもの障がいの有無等、子どもの成長段階や家庭を取り巻く状況によって貯蓄が難しい傾向があります。吉川市でも、特に「低所得層」家庭では、小学5年生と中学2年生の家庭において、ともに半分以上の割合が貯蓄できていない状況にあります。「低所得層」や「周辺層」（グループⅢ）について、子どもの年齢が上がるにつれ、教育や子育てに係る費用の負担感が増加し、家計がひっ迫することにより、家庭の経済的自立や、子どもの健やかな成長の妨げとなっていることがうかがえます。

施策早見表

施策	取組
3-1 住居確保の支援	(1) 住居確保給付金の支給 (2) 公的住宅等に関する入居相談 (3) 転宅等に関する資金の貸付
3-2 子どもに係る費用負担を軽減するための支援	(1) 児童手当の支給 (2) 子ども医療費の支給 (3) 就学援助金の支給 (4) 児童扶養手当の支給 (5) ひとり親家庭等医療費の支給 (6) 生活保護費の支給 (7) 税金等の軽減・免除 (8) 多子世帯・ひとり親世帯・障がい児のいる世帯の保育料減免 (9) 経済面の相談支援 (10) 支出を抑える地域の活動支援 (11) 学生服等のリユース促進 (12) フードバンク等の活動促進

施策3-1 住居確保の支援

指標

指標名	当初値	目標値
住居確保給付受給者数（年間）	27人 （2022年度） ※コロナ禍の影響あり	12人 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	住居確保給付金の支給	● 離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に対して、就職に向けた求職活動することなどを条件に、一定期間において家賃相当分の住居確保給付金を支給し、就職に向けた支援を行います。	継続 地域福祉課
2	公的住宅等に関する入居相談	● 経済的に困窮している子育て世帯など、公的住宅等の入居希望者に対し、窓口や市公式ホームページなどを通じて入居募集の案内を行います。	継続 開発建築課
3	転宅等に関する資金の貸付	● 母子及び父子並びに寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金として、住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金の貸付制度を周知します。	継続 子育て支援課

コラム

少しでも経済的負担を軽減するために・・・

「就学援助制度」について、ご紹介します。

就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難と認められる小学生・中学生の児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助するものです。



学校給食費



校外活動費



学用品費



修学旅行費



通学用品費



新入学学用品費



※所得などの審査があるので全員受けられるものではありません。
一度ご相談ください。

お問い合わせ先：吉川市教育委員会 教育総務課 048-984-3565

施策3-2 子どもに係る費用負担を軽減するための支援

指標

指標名	当初値	目標値
就学援助の啓発回数（年間）	7回 (2022年度)	7回 (2028年度)

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	児童手当の支給	●家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当等を支給します。	継続 子育て支援課
2	子ども医療費の支給	●保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに係る保険診療の自己負担分を助成します。	継続 子育て支援課
3	就学援助金の支給	●経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）の一部の援助を行う就学援助制度の啓発を継続し、制度が必要な方へ支援をします。	継続 教育総務課
4	児童扶養手当の支給	●ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで子どもの人数、所得に応じて手当を支給します。	継続 子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費の支給	●ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで、医療費の一部を支給します。	継続 子育て支援課
6	生活保護費の支給	●生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。	継続 地域福祉課

No.	取組	取組の内容		担当部署
7	税金等の軽減・免除	●本人の所得や扶養親族の状況などにより、所得税・住民税の寡婦控除・ひとり親控除を適用するとともに、保育料などの減免を行います。	継続	課税課
		●世帯の国民健康保険加入者全員の所得合計額が一定基準以下の方に対し、国民健康保険税の軽減を行います。	継続	国保年金課
		●前年の本人及び世帯主の所得が一定基準以下の方に対して、国民年金保険料の全額又は一部を免除します。	継続	国保年金課
8	多子世帯、ひとり親世帯、障がい児のいる世帯の保育料減免	●ひとり親家庭、多子世帯、障がい児を育てる家庭に対し、保育所（園）・認定こども園を利用する家庭の保育料の減額・免除を行います。 ※幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されています。	新規	保育幼稚園課
9	経済面の相談支援	●多重債務などに係る問題について、消費生活相談で助言を行うとともに弁護士等の法律の専門家による生活再建に向けた相談を促します。	継続	商工課
10	支出を抑える地域の活動支援	●地域で行われる子育てに関する用品の交換会など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。	継続	子育て支援課
11	学生服等のリユース促進	●不要となった学生服などの学用品のリユース（再利用）が図られるよう、吉川市社会福祉協議会が実施する制服バトンタッチ事業などの地域の取組を促進します。	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
12	フードバンク等の活動促進	●よしかわ地域食堂ネットワークの活動など、地域が主体的に活動するフードパントリーやフードバンクなどの取組を促進します。	継続	地域福祉課 子育て支援課

▶ 基本目標のめざす姿

地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

課題

✓ 伴走型による支援が必要

「低所得層」は「相談できる相手はいない」の割合が、子どもの年齢が上がるにつれ増加しており、さらに、市で相談できる窓口などに関する認知度・利用度についても低い傾向にあります。必要な支援につながらないことが考えられるため、悩みや不安をワンストップで気軽に相談でき、妊娠期から子どもが大人になるまで寄り沿う支援が求められます。

✓ 地域で子どもや家庭を見守り育むことが必要

子どもが家族以外の人と関わる機会や様々な経験を得ることが難しい場合に、地域で孤立しないよう、地域ぐるみで子どもを見守り、育てることが求められます。

✓ 関係機関の連携体制の強化が必要

困難を抱える家庭の子どもへの早期発見や、子どもに対する適切な支援を行っていくために、関係機関の連携強化によるきめ細かな対応はもとより、市民とともに連携・協働できるよう、啓発と理解促進を図ることが必要です。

✓ 気づき、つなげる人材の育成が必要

子どものまわりにいる関係機関、教職員等が、困難を抱える家庭やその子どもの状況に気づき、必要な支援につなげていくことが求められます。

施策早見表

施策	取組
4-1 気づき、寄り添い、 つながる伴走型支援	(1) 子育て世代包括支援センターの運営 (2) 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実 (3) 生活相談支援窓口における支援 (4) 相談体制の充実
4-2 子どもや家庭を 見守り育む 地域づくりの推進	(1) 地域の「気づき目」創出への啓発 (2) 身近なロールモデルの創出 (3) 民生委員・児童委員への支援 (4) 新たな地域活動の立ち上げ支援 (5) 子ども未来応援基金の運用
4-3 情報共有・連携体制の 強化	(1) 関係機関の連携強化による妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 (2) 学校を窓口とした相談支援の充実 (3) 子ども未来応援集会の開催 (4) 子育て応援ガイドブックの作成 (5) すべての子ども・保護者への啓発と理解促進
4-4 気づき、つなげる 人材の育成	(1) 職員、教員への研修実施 (2) 支援マニュアルの活用

施策4-1 気づき、寄り添い、つながる伴走型支援

指標

指標名	当初値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）※再掲	280人 （2022年度）	300人 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	子育て世代包括支援センターの運営	● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のための拠点として、子育て世代包括支援センターを運営し、支援を円滑に提供できる体制を充実させます。	継続 健康増進課
2	子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実	● 育児相談の実施とともに、保護者へのアプローチや関係機関へのパイプ役として、利用者に対する子育て情報の提供、子育てサークルの立ち上げ支援や備品貸し出しなどを行います。	継続 子育て支援課
		● 養育や経済的に不安を抱えている保護者に気づき、必要な支援につなげます。	継続 子育て支援課
3	生活相談支援窓口における支援	● 「働きたくても働けない」「住むところがない」「中学生・高校生対象の学習塾に通わせたいけどその費用がない」「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがとれない」など、生活全般の困りごとについて関わり、現在の生活の安定に向けた支援を行います。	継続 地域福祉課
4	相談体制の充実	● 包括的な支援体制の構築を図るとともに、子どもと家庭に関する相談やひとり親家庭の相談、女性総合相談や配偶者暴力相談支援センター等での相談に応じることにより、相談者に寄り添いながら関係機関と連携し適切な支援につなげます。	拡大 地域福祉課 子育て支援課 市民参加推進課
		● 初めの方が気軽に相談できるよう、市役所の各課の窓口や子育て支援センター、こども発達センターなどの関係施設において相談体制の充実を図るとともに、伴走型の利用者支援に取り組みます。	継続 子育て支援課

施策4-2 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

指標

指標名	当初値	目標値
地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	4回 (2022年度)	4回 (2028年度)

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	地域の「気づく目」創出への啓発	●すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わる中で、自治会などにおけるコミュニティ意識の醸成や、子どもへの見守り・声掛けなどにより、子どもを孤立させない地域づくりを行います。	継続 子育て支援課
		●地域における学びの場などを通して、子どもの貧困問題に関する理解促進を図ります。	継続 子育て支援課
2	身近なロールモデルの創出	●青少年相談員など地域で活動する個人・団体や、大学との連携による学生ボランティアをはじめ、子どもにとって憧れや模範となる、身近なロールモデルの創出を図ります。	継続 子育て支援課
3	民生委員・児童委員への支援	●身近な地域での相談役、行政とのパイプ役として、困りごとの早期発見や解決につなげる活動に取り組んでいる民生委員・児童委員の資質を高める活動に対し、支援を行います。	継続 地域福祉課
4	新たな地域活動の立ち上げ支援	●地域で支え合うまちづくりを推進するため、新たなボランティア活動の立ち上げを支援するボランティアセンターの運営を支援します。	継続 地域福祉課
5	子ども未来応援基金の運用	●吉川市社会福祉協議会に設置された子ども未来応援基金を通じて、様々に連携し、持続可能な対策を推し進めます。	継続 子育て支援課

コラム

吉川市社会福祉協議会－子ども未来応援基金－

未来を担う子どもたちが健やかに夢や希望を持って暮らせるよう、寄付で応援する仕組みです。

基金を活用した取組



おやつゴーランド

吉川市仏教会のお寺フードドライブや民生委員・児童委員の協力を得て、ひとり親家庭のお子さんに美味しいおやつと楽しいイベントを行っています

小学校入学祝品支給事業

ひとり親家庭などの新入学児童へランドセルをお渡ししています



子ども未来応援活動助成金

市内の地域(子ども)食堂などに助成金を支給し活動を応援しています

大学等受験チャレンジ応援事業

経済的な理由で大学などへの受験が困難な若者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう受験料をサポートしています

制服バトンタッチ事業

制服の購入が困難なご家庭に卒業生から譲っていただいた制服を無料でお渡ししています

社協HP



お問い合わせ：吉川市社会福祉協議会 住所：吉川市吉川2-1-1 電話：048-981-8750

施策4-3 情報共有・連携体制の強化

指標

指標名	当初値	目標値
子ども未来応援集会の開催（年間）	3回 （2022年度）	3回 （2028年度）

取組の方向性

No.	取組	取組の内容		担当部署
1	関係機関の連携強化による妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	●庁内の関係各課で必要な支援の情報などを共有しながら連携の強化を図るとともに、日常的に福祉や教育などの様々な関係機関とも連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。	継続	子育て支援課
2	学校を窓口とした相談支援の充実	●養護教員、あおぞら相談員、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、児童生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、問題の解決を図る教育相談活動を充実させます。	継続	学校教育課
		●必要な場合は、関係機関と連携し、支援します。	継続	学校教育課
3	子ども未来応援集会の開催	●市民、地域団体、NPO、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組を紹介しながら、情報の共有化を図り、連携を強化します。	継続	子育て支援課
		●子どもの貧困対策について、地域で様々な活動を進めている方による講演会を開催します。	継続	子育て支援課
4	子育て応援ガイドブックの作成	●子どもの貧困問題に関する共通認識を図るとともに、子育て情報を周知するため、子育て応援ガイドブックを作成します。	継続	子育て支援課
5	すべての子ども・保護者への啓発と理解促進	●本計画や生活困窮の状況にある子どもの実態、子どもの貧困に関する支援・サービス等に関する周知・浸透に向けた周知・啓発等を行うことで、地域住民や保護者、子ども本人への子どもの貧困問題に対する理解促進を図るとともに、連携・協働を推進します。	拡大	子育て支援課

施策4-4 気づき、つなげる人材の育成

指標

指標名	当初値	目標値
気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	3回 (2022年度)	3回 (2028年度)

取組の方向性

No.	取組	取組の内容	担当部署
1	職員、教員への研修実施	●職員の子どもや家庭への気づきの目を育むことで、各業務の窓口などにおいて組織横断的かつ円滑に他部署へつなぐことができるよう、職員に対する研修の充実を図ります。	拡大 子育て支援課
		●職員、教員が子どもや家庭の変化に気づく目を養うとともに、必要な支援につなげられるよう、職員や保育士、保健師などの専門職、教員が同席し、グループワークなどにより共に考え、連携強化の機会となる人材育成の研修を実施します。	拡大 子育て支援課 学校教育課
2	支援マニュアルの活用	●職員、教員が意欲的に職務に取り組み、複雑かつ多岐にわたる様々な行政課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関する支援マニュアルを作成し、活用します。	継続 子育て支援課 学校教育課

第1章
策定にあたって

第2章
現状と課題

第3章
基本的な考え方

第4章
施策の展開

子ども

保護者

生活基盤

仕組み

第5章
計画の推進

資料編

第5章

計画の推進

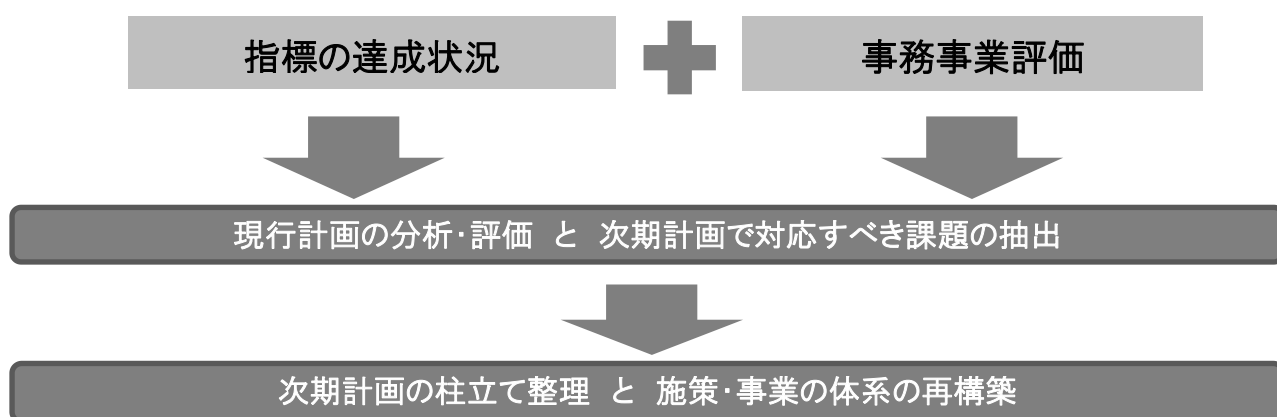
第1節 計画の推進体制

本計画を推進するためには、福祉、教育、保健、医療などの様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関などとの横断的な連携を図ります。

第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画では、基本理念である「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。」のもと、4つの基本目標を定めて、施策ごとに指標を設定しています。

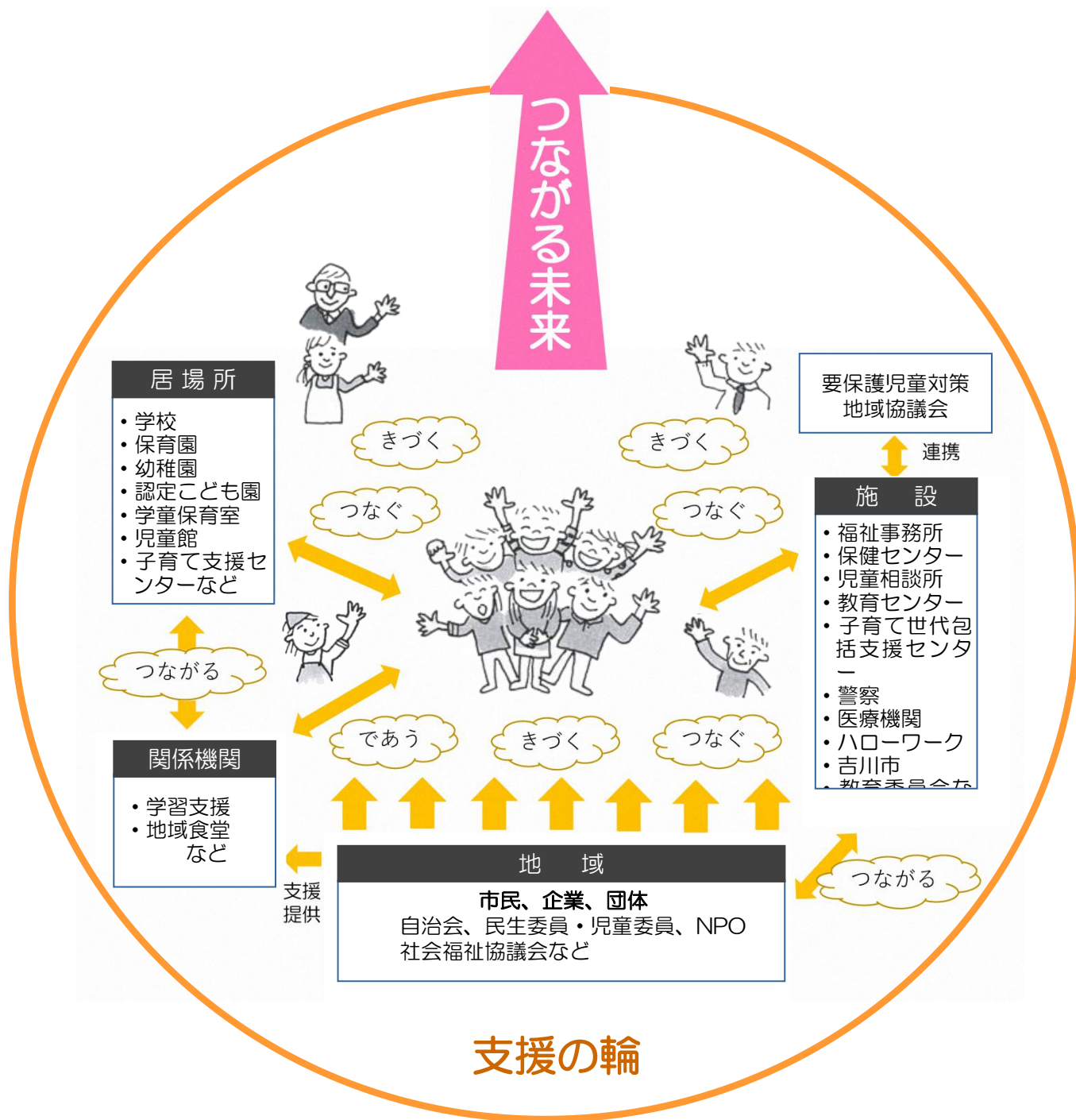
本計画の評価を行うにあたり、指標に基づく評価のほか、毎年度、事務事業評価などにより、進捗状況を把握、管理します。



第3節 市民・地域・行政との連携

生活に困難を抱えている子ども・家庭は、多岐にわたる複合的な課題を抱えている場合が少なくありません。

本計画を推進するにあたり、市民、地域、行政のそれぞれが複合的な課題に気づき、連携しながら必要な支援へつなげていくことが不可欠となっています。そこで、以下のように「であう・きづく・つなぐ・つながる未来」に向けて、市民と地域と行政とが連携を強化しながら、支援の輪を広げていきます。



策定にあたって	第1章
現状と課題	第2章
基本的な考え方	第3章
施策の展開	第4章
子ども	
保護者	
生活基盤	
仕組み	
計画の推進	第5章
資料編	

資料編



1 指標一覧

基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

【めざす姿】子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

指標名	当初値	目標値
乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・4か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	100% (2022年度)	100% (2028年度) ※100%の継続維持をめざします
地域寺子屋事業の実施団体数（年間）	0回 (2022年度)	7か所 (2028年度)
子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学3年生と高校3年生が進学した割合	100% (2022年度)	100% (2028年度)
就職相談利用者数（年間）	45人 (2022年度)	60人 (2028年度)
巡回支援を受けた子どもの数（年間）	52人 (2022年度)	120人 (2028年度)

基本目標2 子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

【めざす姿】困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

指標名	当初値	目標値
ひとり親の交流会の開催数（年間）	3回 (2022年度)	4回 (2028年度)
ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	4回 (2022年度)	8回 (2028年度)
子育て支援センターの全体の利用者数（年間）	16674人 (2022年度)	26000人 (2028年度)
ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）	280人 (2022年度)	300人 (2028年度)
要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	32回 (2022年度)	45回 (2028年度)

基本目標3 家庭の生活基盤の安定への支援に取り組みます

【めざす姿】家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

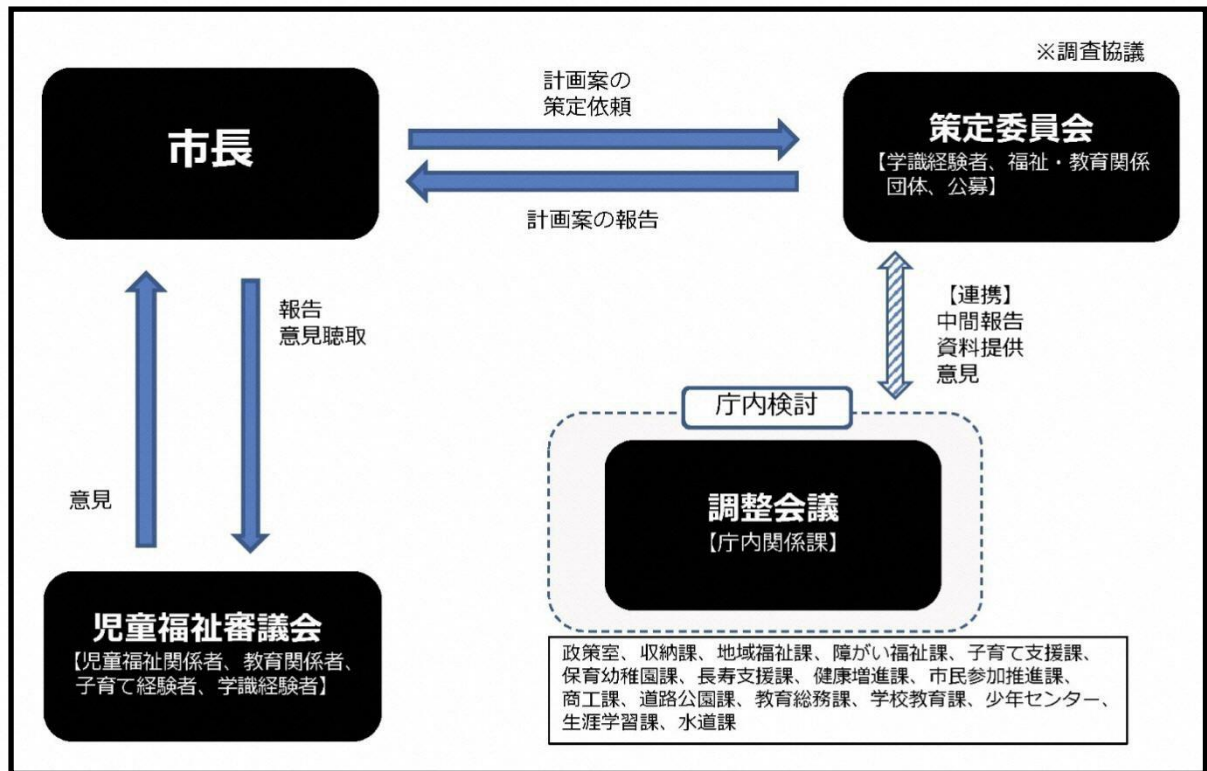
指標名	当初値	目標値
住居確保給付受給者数（年間）	27人 (2022年度) ※コロナ禍の影響あり	12人 (2028年度)
就学援助の啓発回数（年間）	7回 (2022年度)	7回 (2028年度)

基本目標4 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

【めざす姿】地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

指標名	当初値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）※再掲	280人 (2022年度)	300人 (2028年度)
地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	4回 (2022年度)	4回 (2028年度)
子ども未来応援集会の開催（年間）	3回 (2022年度)	3回 (2028年度)
気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	3回 (2022年度)	3回 (2028年度)

2 策定体制



3 策定経過

年月日	経過	内容
2022 (令和4) 年		
7月~10月	吉川市子育て世帯生活実態調査 調査人数：3,691人 (有効回答 2,837人、回答率 76.9%)	
2023 (令和5) 年		
7月18日	第1回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの貧困を取り巻く状況について • 吉川市子育て世帯生活実態調査の結果について • 吉川市の課題について
7月19日	第1回吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの貧困を取り巻く状況について • 吉川市子育て世帯生活実態調査の結果について • 吉川市の課題について
10月25日	第2回吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> • 実績報告 • 計画素案骨格（全体の構成・次期計画の体系等）検討
11月10日	第2回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画（骨子案）の検討について
12月1日 ~1月4日	パブリック・コメント	
2024 (令和6) 年		
1月15日	第3回吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議	第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画（案）について
1月29日	第3回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画（案）について 計画案の市長への報告

4 吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を策定し、及び推進するに当たり、子どもの貧困対策推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体から推薦を受けた者
- (3) 教育機関から推薦を受けた者
- (4) 公募市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第6条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、委員長が必要と認めるとき又は委員会の決定があったときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員会は、計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、第6条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

5 吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員名簿

No.	選出区分	氏名	団体／役職
1	学識経験者	大岡 華子	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科 准教授
2	福祉関係団体 から推薦を受 けた者	戸張 計子	吉川市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
3		山崎 純子	吉川市社会福祉協議会 事務局長
4		大村 仁也	よしかわ地域食堂ネットワーク 代表
5	教育機関から 推薦を受けた 者	久保 健丸	埼玉県立吉川美南高等学校 校長
6		清水 孝二	吉川市立関小学校 校長
7	公募市民	長瀬 裕子	公募市民

6 吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議設置規則

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を検討するため、吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策推進計画案（以下「計画案」という。）の策定に当たり、地域の状況に応じた施策を検討し、その結果を吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則（令和 年吉川市規則第34号）第1条に規定する吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会に報告すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関し必要と認められること。

(調整会議)

第3条 調整会議は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 政策室主幹
 - (2) 総務部収納課長
 - (3) こども福祉部地域福祉課長
 - (4) こども福祉部障がい福祉課長
 - (5) こども福祉部子育て支援課長
 - (6) こども福祉部保育幼稚園課長
 - (7) 健康長寿部長寿支援課長
 - (8) 健康長寿部健康増進課長
 - (9) 市民生活部市民参加推進課長
 - (10) 産業振興部商工課長
 - (11) 都市整備部道路公園課長
 - (12) 教育部教育総務課長
 - (13) 教育部学校教育課長
 - (14) 教育部学校教育課少年センター所長
 - (15) 教育部生涯学習課長
 - (16) 水道課長
- 2 調整会議は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を出席させることができる。
- 3 調整会議に議長を置き、こども福祉部子育て支援課長をもって充てる。
- 4 調整会議は、議長が招集する。
- 5 第1項各号に掲げる職員が調整会議に出席できないときは、当該職員が指名する職員を代理として出席させることができる。

(庶務)

第4条 調整会議の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、計画案の策定の日限り、その効力を失う。

7 吉川市子どもの貧困対策庁内調整会議委員名簿

室部名・職名		氏名
政策室	副室長兼政策室主幹	中村 喜光
総務部	収納課長	加藤 利明
こども福祉部	副部長兼地域福祉課長	岡田 啓司
	障がい福祉課長	程田 浩司
	子育て支援課長	桜井 健一
	保育幼稚園課長	島村 善和
健康長寿部	長寿支援課長	山口 剛介
	健康増進課長	互 英久
市民生活部	市民参加推進課長	宗像 浩
産業振興部	商工課長兼企業誘致担当主幹	染谷 憲市
都市整備部	道路公園課長	高尾 匡
教育部	副部長兼学校教育課長	小林 和雄
	教育総務課長	大瀧 和寛
	生涯学習課長	岩上 勉
水道課	水道課長	秋谷 裕司

8 用語解説

あ行	
一時預かり保育	保護者の就労形態の多様化、疾病等により、一時的に保育を必要とする児童を保育する（非定型的保育：週3日以内）。
ASE施設	公園等で、グループの一人ひとりがそれぞれ協力しながら課題を解決する活動を行う中で、コミュニケーション能力や協調性を育成することができる施設。
か行	
学童保育	放課後、保護者の就労などにより保育が必要な小学校の児童を保護者に代わって保育する。
家庭児童相談	相談者の不安の解消や問題の解決を図るため、家庭児童相談員が、家庭における子どもの様々な相談を受ける。
緊急サポート事業	急な発熱時等の子どもの預かりを希望する利用会員と子どもの預かりを行うサポート会員との間で行う相互援助活動。
教育資金利子補給金	高校や大学などに在学中である学生の入学金や授業料、通学費などに利用するため、教育ローンを借り受けた保護者に対して、発生した利息額の補給を行う制度。
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校等を卒業していないひとり親家庭の親等が民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給する。
高等職業訓練促進給付金	資格取得のため、養成機関等で修業する場合に修業期間について、高等職業訓練促進給付金を支給する。
子育て講座	保護者が、しつけのスキルを身につけることにより、親子の関係を改善し、また子育てのストレスを軽減させ虐待予防を図る。
子育て支援センター	育児不安等の相談、子育てサークル活動の支援、地域の保育資源の情報提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援や情報提供を行う拠点。
子ども医療費	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子ども医療費の支給により、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。
さ行	
産前・産後ヘルプサービス	保護者の子育ての負担を軽減するため、妊娠中または出産後1年未満の母親が行う家事や育児に対し、ヘルパーがその援助等を行う。
児童手当	児童を養育している方に児童手当等を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。
児童扶養手当	離婚、死亡などの理由で父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している方に支給し、経済的支援を図る。
就学援助	市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者が経済的理由によって就学が困難と認められる場合、保護者に対し学用品費などの一部を援助する制度。
少年センター ※R6から教育センター	少年の健全な育成を目的として、教育相談、補導活動、環境浄化、非行防止のための活動を行う施設。
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、就労に有利な資格や技能習得のための資金給付を行い、経済的自立を促進する。
生活困窮者等子どもの学習支援事業	生活保護世帯や生活困窮者世帯の子どもたち（中高生）の学習の機会を提供し、進学や就職等の支援を行う。
生活困窮者自立支援	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状況に応じて必要な情報の提供や助言などの支援を行う。
た行	
地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている若者に対し、相談、コミュニケーション訓練、企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

中1ギャップ	小学校から中学校に進学した際、学習内容や人間関係の変化、心身の発達など幾多の原因が作用し合って起こることで、子ども自身に問題が生じること。
教育支援センター「宇宙（そら）」	不登校の状態等にある児童生徒に対し、学習や体験を通して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等、社会的自立に向けた支援を行っている。
な行	
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの子どもがいる家庭を訪問し、予防接種、乳幼児健診など市のサービスや子育てに役立つ情報をお伝えし、育児や健康に関する相談支援を行う。
乳幼児健康診査	医師による乳幼児の診察や、保健師・栄養士などによる保健指導を行う（4か月児健診・7か月児相談・1歳8か月児健診・3歳4か月児健診）。
は行	
パパママ学級	出産をひかえたパパ・ママを対象に、妊娠・出産に関する知識を学ぶもの。
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給する。
病児・病後児保育	子どもが病中または病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設等に通所できないとき、市が委託する施設で子どもを一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、協力会員が利用会員に対して様々な手助けを有償で行う助け合いの制度。
フードバンク	事業者や家庭から寄贈された食品等を集め、生活困窮世帯等に届ける活動。
放課後子ども教室	放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、「志を持った子どもたちを育てる」という理念の下、子どもの健全育成を支援する。
母子健康手帳	妊産婦、乳幼児の保健指導の基礎資料となるとともに、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくためのもので、妊娠の届出をした方に対して交付する。
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子ども、寡婦及び母子家庭・父子家庭又は寡婦の子どもに、児童の就学、就職、知識技能の習得、生活などに必要な資金を貸し付ける制度。
母子・父子自立支援相談	母子・父子家庭等の自立の促進を図るため、母子・父子自立支援員が相談、情報提供等の支援を行う。
ホームスタート	保護者の孤立を防ぐため、家庭訪問を通じて育児相談を行い、地域に出るきっかけづくりのサポートを行う家庭訪問型子育て支援。
ま行	
無園児	未就園児のこと。普段保育所・幼稚園等に通園していない就学前の児童を指す。
や行	
養育支援	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
要援護者見守りネットワーク	高齢者や障がい者などの要援護者を普段から気にかけることで、異常に気づき、事故や事件などに巻き込まれることのないよう、地域での緩やかな見守りを行い、必要に応じて、市と事業所、関係機関が情報を共有して問題解決を目指すもの。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的とし、必要な情報の交換や協議、連絡調整を行うネットワーク。
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
わ行	
ワンダー宿題レスキュー隊	児童館において、小学生を対象として、週に1回、学校の宿題や、苦手な教科を先生が教える事業。

であう きづく つなぐ
つながる未来プロジェクト

— 第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画 —

発行月 2024年3月

発行 吉川市こども福祉部子育て支援課

〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

電話 048-982-9529 (直通)

FAX 048-981-5392

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>
